

# 奈良市公報

号外第8号 (平成26年4月1日付告示等)

平成27年9月8日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 告 示

- 徴収事務の委託……………1
  - 予防接種の実施……………1
  - 奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示……………3
  - 固定資産課税台帳に登録すべき平成26年度の固定資産の価格等の登録……………3
  - 長の権限に属する事務の補助執行……………3
  - 新設の事業計画のある道路の指定……………3
  - 平成26年度一般廃棄物処理実施計画……………3
  - 徴収事務の委託……………20
  - 開発行為に関する工事の完了……………21
  - 一般競争入札の実施……………21
  - 徴収事務の委託（2件）……………21
  - 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………21
  - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………22
  - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………22
  - 徴収事務の委託……………23
- ### 公 営 企 業
- 奈良市下水道条例施行規程……………23
  - 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程……………50
  - 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程……………50
  - 奈良市排水設備指定工事店等に関する規程……………59
  - 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程……………63
  - 奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程……………64
  - 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程……………68
  - 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程……………78
  - 奈良市企業局会計規程……………86
  - 収納事務の委託……………98
  - 奈良市企業局告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する告示……………99
  - 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定……………99

- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域……………99
- 下水道事業受益者負担金の平成26年度賦課対象区域……………99
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………100

### 消 防

- 奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例の規定に基づく消防署長の資格の基準に係る教育訓練及び期間について……………101
- 平成4年奈良市消防本部告示第1号（奈良市火災予防条例第3条第2項第3号等の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定）の一部改正……………101

## 告 示

### 奈良市告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町8番1号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 津山恭之	奈良市営J R奈良駅第1 駐車場 奈良市営J R奈良駅第2 駐車場使用料

#### 3 委託の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(平成26年4月1日揭示済)

### 奈良市告示第214号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風 (4種混合) ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合) ジフテリア・破傷風 (二種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成26年4月10日から平成27年3月31日まで	別紙のとおり
結核 (B C G)	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
麻しん・風しん (MR) 麻しん又は風しん	1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成26年4月10日から平成27年3月31日まで	
日本脳炎	1. 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上の者	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成26年4月10日から平成27年3月31日まで	
急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
ヒブ感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
小児肺炎球菌感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
<p>2 接種不適当者</p> <p>(1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者</p> <p>(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者</p> <p>(4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者</p> <p>(5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>3 接種要注意事項</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者</p>		<p>(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>(3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>(4) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者</p> <p>4 料金</p> <p>(1) 無料</p> <p>(2) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料 (全額負担)</p> <p>5 長期療養児</p>	

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。 (令第1条の2第3項関係)

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第215号**

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「15回」を「5回」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年4月から9月までの分の入浴料の補助の回数の上限については、この告示による改正後の奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱第4条第1項第3号の規定にかかわらず、1月について10回とする。

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第216号**

固定資産課税台帳に登録すべき平成26年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第217号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の事務を教育長並びに教育長の指定する教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 奈良市学校給食費の管理に関する条例（平成25年奈良市条例第77号）の規定に基づく学校給食費の徴収及び管理に係る事務

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第218号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成26年4月1日

2 指定した道路の名称

登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）による事業計画道路

3 指定した道路の幅員

4.0m、6.0m、8.0m及び10.0m

4 指定した道路の延長

1719.04m

5 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第219号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

平成26年度 奈良市一般廃棄物処理実施計画

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、平成26年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

ただし、月ヶ瀬・都祁地域のし尿・浄化槽汚泥については、本市と山添村で構成する一部事務組合である山辺環境衛生組合の定める計画に従い、処理を行う。

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定

)で定める平成32年度(最終目標年度)の数値目標は次のとおり。  
ごみ搬入量のピーク時(平成10年度)に比べて、平成32年度までに

- ごみ搬入量を約1/3減らします
- 焼却処理量を約1/3減らします
- 最終処分量を約1/2減らします
- 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

	基準年度 平成10年度 (実績)	直近年度 平成24年度 (実績)	本計画 平成26年度 (推計値)	中間目標 平成27年度 (目標値)	最終目標 平成32年度 (目標値)	
人 口	365,911人	364,836人	364,969人	355,341人	350,000人	
ごみ搬入量	140,996 t	102,724 t	99,775 t	96,800 t	91,000 t	
平成10年度比	100%	73%	71%	69%	65%	
1人1日当たり	1,055 g	771 g	749 g	744 g	712 g	
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	86,012 t	59,867 t	58,882 t	56,500 t	53,700 t
	平成10年度比	100%	70%	68%	66%	62%
	1人1日当たり	644 g	450 g	442 g	434 g	420 g
	事業系ごみ	54,984 t	42,857 t	40,893 t	40,300 t	37,300 t
	平成10年度比	100%	78%	74%	73%	68%
1人1日当たり	411 g	322 g	307 g	310 g	292 g	
焼却処理量	127,682 t	95,610 t	92,027 t	89,200 t	82,900 t	
平成10年度比	100%	75%	72%	70%	65%	
1人1日当たり	956 g	718 g	691 g	686 g	649 g	
最終処分量	31,475 t	18,855 t	18,634 t	18,200 t	17,100 t	
平成10年度比	100%	60%	59%	58%	54%	
1人1日当たり	236 g	142 g	140 g	140 g	134 g	
再生利用率	16%	18%	19%	20%	22%	

※平成26年度の人口は、平成26年1月1日現在の人口。その他は年度末の人口。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別(直営)	焼却灰は埋立(直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立(委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却(直営)	破碎スクラップは再生利用(有価物として売却) その他不燃物は埋立(直営)
大型ごみ 45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により 収集 ※注3 (直営・委託)		

埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収集 (直営・委託) 又は 公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	再生利用 (有価物として売却)
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4		選別し、保管 (直営)	
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4		選別し、圧縮 (委託)	
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品用トレイ ※注4	公共施設で拠点回収	保管 (委託)	指定法人から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類			再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申し込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具、寝具等			
埋立ごみ 罹災ごみ等			
生ごみ 市立学校、保育園給食等の残飯	随時収集 (直営)	し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)	
市立公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

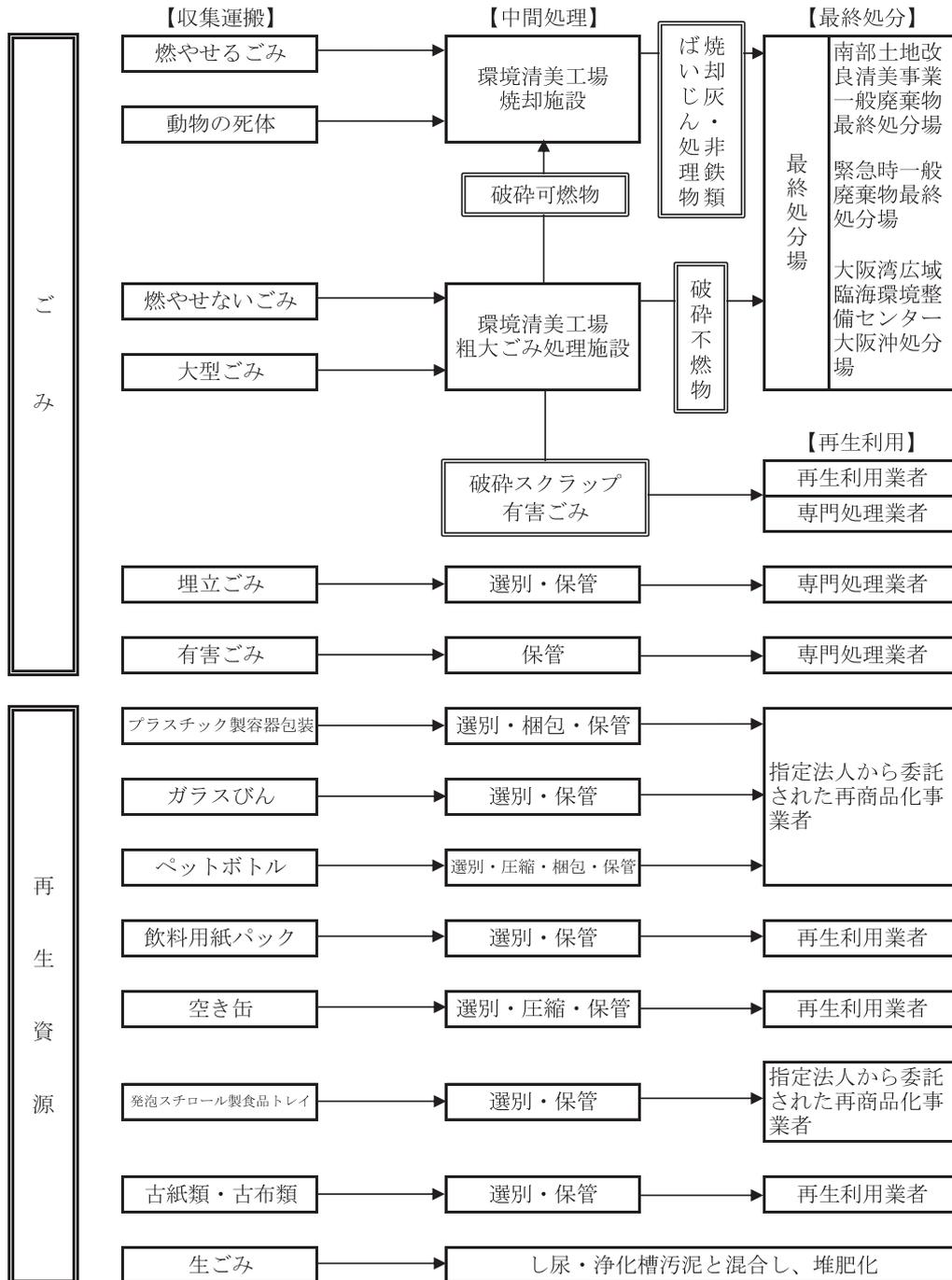
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず (パレット及び建設業からの木くずを除く。)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残渣は、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（平成26年3月1日現在）

(ア) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	41
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	7
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(イ) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ウ) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残渣（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残渣、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。特に環境清美工場については、リアルタイムでごみの搬入状況等の情報をインターネットで発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	スマートフォン用ごみ分別促進アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象としたごみの分別を促進させるスマートフォン向けアプリを開発し、配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館にて実施する。
	ごみ減量講座	ごみ減量に関する最先端の知識を持った講師を迎え、ごみの3Rから地球環境問題までを視野に入れたごみ減量を促進するための講座を1回につき100名の市民参加を見込み、年に3回実施する。

	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみの出し方・分別等説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
	小・中学校空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討 ごみ処理手数料の見直し	他都市情報等の収集を行う。 また、基礎資料となるごみ処理原価を算出する。
	リユース交換会	陶器、靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベントで実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく小型家電リサイクル制度の導入を検討する。
事業所での資源循環の推進	事業者3R講習会	大規模事業者に対し、3R意識を啓発する講習会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、実践マニュアルを作成し、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。

有機性廃棄物の資源循環の推進	町内清掃草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
循環型社会に対応した収集作業の推進	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準に基づく指導の徹底	一般廃棄物処理業者の許可及び処分について、厳正に許可基準及び処分基準等を適用するとともに、処分した業者は、市ホームページ等で公表する。
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、ごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの透明・半透明袋のルール化	事業系ごみについて、袋を使用する場合は、中身が確認できるよう透明・半透明袋で排出するようルールを定め、周知する。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理への対応	災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、ごみ減量講座等において、制度を周知する。
	環境フェスティバルならクリーンフェスタ	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3R推進月間である10月にならクリーンフェスタを開催する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計
家庭系	燃やせるごみ	43,565 t	—	5,224 t	48,789 t
	燃やせないごみ	1,782 t	—	3,209 t	4,991 t
	大型ごみ	3,008 t	—	—	3,008 t
	埋立ごみ	2,089 t	—	—	2,089 t
	有害ごみ	5 t	—	—	5 t
	再生資源	5,248 t	—	1,295 t	6,543 t
	小計	55,697 t	—	9,728 t	65,425 t

事業系	燃やせるごみ	336 t	34,593 t	3,716 t	38,645 t
	燃やせないごみ	10 t	915 t	1,319 t	2,244 t
	埋立ごみ	-	4 t	-	4 t
	生ごみ	70 t	-	-	70 t
	小計	416 t	35,512 t	5,035 t	40,963 t
合計		56,113 t	35,512 t	14,763 t	106,388 t
動物の死体		1,682体	-	-	1,682体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名 称	リサイクル推進課分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。

有害ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
埋立ごみ		
生ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
市立公園ごみ		

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター企画総務課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物	

<p>奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物</p>	<p>ガソリン、灯油、プロパンガス等                  ④特別管理一般廃棄物に指定されている物                  PCB含有物、感染性廃棄物等                  ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物                  農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等                  ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物                  流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等                  ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品                  パソコン等</p>	<p>排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。</p>
<p>奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの</p>	<p>搬入条件を満たして排出する。</p>	

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	2,600 t
	ガラスびん	1,901 t
	ペットボトル	463 t
	飲料用紙パック	90 t
	空き缶	570 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	918 t
	生ごみ	70 t
小計		6,613 t
破砕スクラップ回収		1,830 t
有害ごみ回収		30 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		1,000 t
集団資源回収		13,973 t
小計		23,446 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称	環境清美センターごみ焼却施設
所在地	奈良市左京五丁目2番地
処理方法	全連続燃焼式
処理能力	480 t / 24 h (120 t / 24 h × 4 基)
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残渣を含む。）、破砕可燃物、動物の死体

処 理 量	燃やせるごみ	87,434 t
	破碎可燃物	4,593 t
	合計	92,027 t
	動物の死体	1,682体
残 渣 量	焼却灰	8,196 t
	ばいじん処理物	2,550 t
	非鉄類	3,000 t
	合計	13,746 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 非鉄類：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 破碎処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5 h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残渣を含む。）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	7,235 t
	大型ごみ	3,008 t
	有害ゴミ	5 t
	合計	10,248 t
残 渣 量	破碎可燃物	4,593 t
	破碎不燃物	3,795 t
	破碎スクラップ	1,830 t
	有害ごみ	30 t
	合計	10,248 t
処 分 先	破碎可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破碎スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	1,000 t	
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

## b 草木(剪定・枝木)資源化施設

名称	奈良県コンポスト園事業協同組合	
所在地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、鹿野園町131	
処理方法	チップ化等再生利用	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)	
処理量	1,000 t	

## c 有害ごみ資源化施設

名称	野村興産株式会社	
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処理方法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処理量	30 t	

## d プラスチック製容器包装中間処理施設

名称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所在地	奈良市奈良阪町2683番地	
処理方法	選別及び梱包	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその残渣	
処理量	プラスチック製容器包装	2,600 t
	可燃物残渣	1,567 t
	不燃物残渣	33 t
	合計	4,200 t
処分先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

## e ガラスびん保管施設

名称	ガラスびん保管施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	選別及び屋外保管	
面積	48㎡	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残渣	
処理量 ※ 注	ガラスびん(無色)	947 t
	ガラスびん(茶色)	500 t
	ガラスびん(その他の色)	454 t
	合計	1,901 t
処分先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.7 t / h (0.3 t / h × 1 基、0.4 t / h × 1 基)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	463 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処 理 量	463 t	
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設	

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	22㎡	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	90 t	
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33 t / h (0.63 t / h、0.7 t / h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	240 t
	スチール缶	330 t
	合計	570 t

処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残渣：環境清美センター粗大ごみ処理施設
-------	---

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	240 t
	スチール缶	330 t
	合計	570 t
処 分 先	再生利用業者	

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋内保管	
面 積	50㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	1 t	
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残渣：環境清美センターごみ焼却施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

l 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50㎡	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	162 t
	雑誌	384 t
	ダンボール	211 t
	古布類	161 t
	合計	918 t
処 分 先	再生利用業者	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2 t / 24 h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7 t / 24 h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52 t / 24 h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8 t / 24 h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58 t / 24 h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19 t / 24 h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60 t / 24 h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5 t / 24 h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積		82,920㎡
埋立面積		59,000㎡
埋立容量		819,610㎡
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	8,196 t
	破碎不燃物	3,795 t
	合計	11,991 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他		
敷地面積	46,611m <sup>2</sup>		
埋立面積	27,400m <sup>2</sup>		
埋立容量	264,403m <sup>3</sup>		
操業形態	直営		
埋立対象物	土砂類、不法投棄物		
処分量	1,093 t		

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先		
処分場面積	95ha		
埋立容量	13,975,000m <sup>3</sup>		
埋立対象物	ばいじん処理物、非鉄類		
処分量	ばいじん処理物	2,550 t	
	非鉄類	3,000 t	
	合計	5,550 t	
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。		

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画 ※注

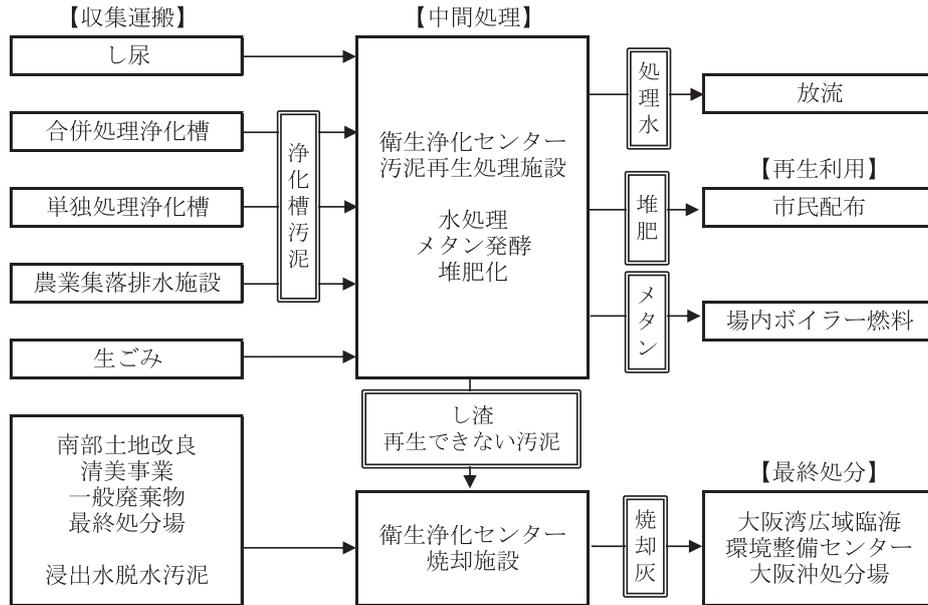
※注 月ヶ瀬・都祁地域では、山辺環境衛生組合にて処理を行うため、月ヶ瀬・都祁地域は含まない。

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

ア 月ヶ瀬・都祁を除く地域の処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	し尿・浄化槽汚泥は膜分離高 負荷脱窒素処理方式で処理	汚泥は、生ごみと混合し、 堆肥として再生利用 (直営)
浄化槽汚泥 (デイスポージャー汚泥を含 む。)	浄化槽清掃業許可業者 が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し渣及び再生利用できない汚 泥は焼却 (直営)	焼却灰は埋立 (委託)

イ 処理体系



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。

イ 許可件数（平成26年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類	市収集	許可業者収集	合計
し尿	4,577kℓ	0kℓ	4,577kℓ
浄化槽汚泥	0kℓ	20,535kℓ	20,535kℓ
合計	4,577kℓ	20,535kℓ	25,112kℓ

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

し尿収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	月ヶ瀬・都祁地域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	し尿

(5) 中間処理計画

ア 衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残渣（し渣・再生できない汚泥）は焼却施設で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kl/24h
	生ごみ	3.4t/24h
操業形態	直営（ただし運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ	
処理量	し尿	4,577kl
	浄化槽汚泥	20,535kl
	合計	25,112kl
	生ごみ	70t
残渣量	19t	
堆肥化量	200t	
残渣処分先	衛生浄化センター焼却施設	

イ 衛生浄化センター焼却施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	多段式焼却炉	
処理能力	30t/24h（15t/24h×2基）	
操業形態	直営（ただし運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し渣・再生できない汚泥、一般廃棄物最終処分場浸出水脱水汚泥	
処理量	し渣・再生できない汚泥	19t
	一般廃棄物最終処分場浸出水脱水汚泥	49t
	合計	68t
残渣量	47t	
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

(6) 最終処分計画

大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000m <sup>3</sup>	
埋立対象物	焼却灰	
処分量	47t	
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

(平成26年4月1日揭示済)

同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

奈良市告示第220号

奈良市長 仲川元庸

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一 般廃棄物処理手数料

2 委託の期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで  
(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第221号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成26年1月30日 奈良市指令都整開 第13A-51号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年4月1日 第1406号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市北京終町34番1、34番5、35番4並びに瓦堂町12番3、12番5及び13番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大和郡山市車町3番地1  
株式会社さやか 代表取締役 澤井孝樹  
(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第222号**

パークアンドライドサイクルライド管理業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

第1 入札に付する事項

- 件名 パークアンドライドサイクルライド管理業務委託
- 業務場所 奈良市役所駐車場(奈良市二条大路南一丁目1番1号)
- 業務期間 契約の日から平成26年6月6日まで
- 業務概要 サイクルライド管理業務

以下省略

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第223号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 津山 恭之	放置自転車等移動手 数料 放置自転車等保管手 数料

2 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第224号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 久保 益一	狂犬病予防注射済票交 付手数料

2 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第225号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
3370500344	岡山県笠岡市東大戸 2712番地の3	グループホーム ローゴム	岡山県笠岡市東大戸2908 番地	医療法人社団 きのこ会 理事長 佐々木 健	平成26年4月 1日

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第226号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2

**【訪問看護・介護予防訪問看護】**

号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190375	奈良市学園北一丁目13番10号	ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良県生駒郡三郷町勢野北四丁目13番1号	一般財団法人信貴山病院	平成26年3月31日

**【居宅介護支援】**

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970102774	奈良市二名平野二丁目2148-2	富雄セントラルクリニックプランニングオフィス	奈良市東向中町12	医療法人医仁会	平成26年3月31日

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第227号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護

支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第93条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106379	奈良市二名平野二丁目2148-2	富雄セントラルデイサービスセンター	奈良市二名平野二丁目2148-2	株式会社メディカルサポートコンシェルジュ	平成26年4月1日
2960190201	奈良市中山町124-6	訪問看護ステーション ひまわり秋篠	天理市中之庄町470番地	医療法人健和会	平成26年4月1日
2970106346	奈良市朱雀六丁目21番2号 ハイッゲラン103号	わかくさ	奈良市青山一丁目2番地の8	株式会社わかくさケアサービス	平成26年4月1日
2970106403	奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号	訪問介護 てまり	奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号	株式会社てまり	平成26年4月1日
2990100253	奈良市南京終町19番地1	グループホームらくじの杜	奈良市南京終町13番地の4	社会福祉法人楽慈会	平成26年4月1日
2990100261	奈良市南京終町19番地1	共用型認知症対応デイサービスらくじの杜	奈良市南京終町13番地の4	社会福祉法人楽慈会	平成26年4月1日
2960190219	奈良市中山町1648-1	訪問看護ステーション ライフ	大阪府交野市向井田一丁目27番2号	合同会社NRC	平成26年4月1日

2970106387	奈良市法蓮町471番地の1	和デイサービスセンター	奈良市法蓮町471番地の1	株式会社樹	平成26年4月1日
2970106338	奈良市法蓮町471番地の1	居宅介護支援事業所 和	奈良市法蓮町471番地の1	株式会社樹	平成26年4月1日
2990100063	奈良市菅原町89	ニチイケアセンター奈良西大寺	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成26年4月1日
2960190227	奈良市西大寺栄町3番23号 サンローゼビル 2-C	訪問看護ステーション デューン奈良	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館	株式会社N・ワールド	平成26年4月1日
2990100279	奈良市あやめ池南二丁目2番16	あすならハイツあやめ池 安心ケアシステム	大和郡山市宮堂町字青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成26年4月1日
2970102576	奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	ぼれぼれ登美ヶ丘	奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	株式会社ひまわりの会	平成26年4月1日
2990100287	奈良市あやめ池南二丁目2番16	あすならハイツあやめ池 グループホーム	大和郡山市宮堂町字青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成26年4月1日
2970106411	奈良市石木町715番1	特別養護老人ホーム 光の桜	奈良市奈良阪町2532番地の3	社会福祉法人ならやま会	平成26年4月1日
2970106429	奈良市二名一丁目2356番地の1	社会福祉法人大和清泉会 特別養護老人ホームこまどりと丘	奈良市二名一丁目2361番地の3	社会福祉法人大和清泉会	平成26年4月1日
2960190193	奈良市学園北一丁目13番10号	ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良市学園北一丁目13番10号	医療法人社団ハートランド	平成26年4月1日
2970106353	奈良市椿井町53-2	なでし子	奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号	特定非営利活動法人おちゃわんでーす	平成26年4月1日
2970106361	奈良市三条町512番地の3 カーサフクムラ102号室	NPOホームヘルプぐっど・たいむ	奈良市大宮町三丁目5番地35号 アクティブ宝泉ビル5階	特定非営利活動法人ホームヘルプぐっど・たいむ	平成26年4月1日
2970106395	奈良市朱雀一丁目7-15	デイサービスこと音	神戸市東灘区森南町二丁目4番1号	株式会社ナレッジハンズケアサービス	平成26年4月1日

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市告示第228号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市総合福祉センター体育館 利用料

奈良市二条町二丁目9番2号  
社団法人 奈良市歯科医師会  
会長 青山 昭典

奈良市立みどりの家  
歯科診療所  
にかかる使用料  
及び手数料

2 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(平成26年4月1日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局管理規程第1号**

奈良市下水道条例施行規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市下水道条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 排水設備（第3条—第9条）
  - 第3章 除害施設（第10条—第14条）
  - 第4章 公共下水道の使用（第15条—第25条）
  - 第5章 下水道の敷地の占用（第26条—第29条）
  - 第6章 雑則（第30条—第33条）
- 附則

第1章 総則  
(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の選定等の届出)

第2条 条例第4条の規定により代理人の選定又は変更の届出をしようとする者は、代理人選定等届（別記第1号様式）を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、代理人の住民票の写し（当該届出が代理人の変更である場合にあっては、変更後の代理人の住民票の写し）を添付しなければならない。

第2章 排水設備

(排水設備の設置義務の免除等)

第3条 管理者は、公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に冷却水、プール排水その他これらに類する汚水を排除しようとする場合で、特に差し支えないと認めるときは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による許可をするものとする。

2 法第10条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除等許可申請書（別記第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 建物、施設等の配置及び排水の系統を明示した図面
- (3) 工場その他の事業所にあっては、水質測定を専門的に行う機関が実施した当該汚水の水質検査証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

4 管理者は、法第10条第1項ただし書の規定による許可をすることを決定したときは、排水設備設置義務免除等許可書（別記第3号様式）を交付するものとし、許可しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除等不許可通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。  
(排水設備の計画の確認申請)

第4条 条例第5条の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者（確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。）は、排水設備等計画確認申請書（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分とを容易に識別することができるものでなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺200分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した平面図

ア 縮尺及び方位

イ 道路及び宅地の境界並びに公共下水道の施設の位置

ウ 建築物の概要並びに汚水を排出する施設の名称及び位置

エ 排水設備の排水管又は排水渠<sup>きょ</sup>の位置

オ 排水設備のます又はマンホールの位置

カ ポンプ施設その他の附属設備の名称及び位置

キ 他人の排水設備を使用する場合にあっては、当該他人の排水設備の形状、寸法、延長、材質及び位置

ク アからキまでに掲げるもののほか、下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

ケ 当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分

(3) 横の縮尺200分の1、縦の縮尺50分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した縦断面図

ア 排水設備の排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質及び勾配

イ 排水設備のます又はマンホールの種類、形状、寸法及び位置

ウ 排水管又は排水渠の末端を基準とした地表及び管底までの高さ

エ 当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分

(4) 縮尺20分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した構造詳細図

ア 排水設備の管渠及び附属設備の構造及び寸法

イ 当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分

(5) 他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用する場合にあっては、当該土地又は当該排水設備の所有者の承諾書

3 管理者は、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の計画（確認を受けた計画の変更を含む。）が法令等に適合していることを確認したときは、

排水設備等計画確認通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、条例第6条に定めるもののほか、次に定めるところによる。ただし、管理者がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(1) ますの内径又は内り及び深さの関係は、次のとおりとする。ただし、排水管の接続本数が、接続可能本数より多くなるときは、これより大きいますを用いるものとする。

ますの内径又は内り (単位センチメートル)	地表から管底までの深さ (単位センチメートル)
15～30	80以下
35及び36	90以下
40	100以下
45	120以下
50	140以下
60	150以下
70	160以下

(2) 排水管とますの接合は、管底接合としなければならない。ただし、勾配が急である等やむを得ない理由があるときは、段差接合とすることができる。

(3) 排水管の土かぶり（地表から埋設された排水管の管頂までの深さをいう。）は、宅地（これに類する土地を含む。）内にある場合は20センチメートル以上とし、道路敷（これに類する土地を含む。）内にある場合は45センチメートル以上としなければならない。ただし、これらにより難い場合で、排水管を防護するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

（排水設備の附属設備）

第6条 水洗便所、浴槽その他の施設から排水設備に接続する排水管（以下「接続管」という。）の内径は、次のとおりとする。

接続管の区分	接続管の内径 (単位ミリメートル)
小便器、手洗器及び洗面器の接続管	50以上
浴槽及び炊事場の接続管	75以上
大便器（兼用便器を含む。）の接続管	100以上

（排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者）

第7条 条例第7条及び第8条に規定するもののほか、排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者については、別に定める。

（排水設備のしゅん工の届出等）

第8条 条例第9条の規定により排水設備の新設等の工事

完了の届出をしようとする者は、排水設備等工事完了届（別記第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第9条の規定によるしゅん工検査に合格した場合には、排水設備の新設等を行った者に対しては検査済証（別記第8号様式）を、当該新設等の工事を行った排水設備指定工事店に対しては検査済証（別記第9号様式）をそれぞれ交付するものとする。

3 前項の検査済証の交付を受けた者（排水設備指定工事店を除く。）は、排水設備の新設等を行った敷地内の適当な箇所に当該検査済証を掲示しなければならない。（取付ます及び取付管の費用負担）

第9条 条例第10条の規定により負担しなければならない費用は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費用とする。

(1) 条例第6条第3号に規定する箇所数（同号ただし書の規定に該当する場合で、取付ます又は取付管の設置を特別に必要とする理由が管理者の指示であるときは、その指示した箇所数）を超えて取付ます又は取付管の設置を必要とする場合 当該箇所数を超える取付ます又は取付管の設置に要する費用

(2) 既設の取付ます又は取付管の移設を必要とする場合 当該移設に要する費用

(3) 宅地内掘削あとを原状復旧する場合においてセメントモルタル仕上げ以上の復旧を必要とする場合 セメントモルタル仕上げに要する費用を超える費用

(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認める場合 管理者がその都度定める費用

第3章 除害施設

（除害施設の設置等の特例）

第10条 条例第11条の3ただし書に規定する管理者が定める量は、1月平均750立方メートル以下とする。

2 条例第11条の3ただし書に規定する管理者が定める項目は、同条第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる項目とする。

（除害施設の設置等の届出）

第11条 条例第12条第1項の規定により除害施設の設置その他の必要な措置の届出をしようとする者（届け出た事項を変更しようとする者を含む。）は、除害施設設置等届（別記第10号様式）を、当該除害施設の設置その他の必要な措置の着手予定日の1月前までに、管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水設備の位置及び除害施設の位置を明示した配置図

(3) 生産工程及び排水系統のフロシートを明示した生産工程及び排水系統図

(4) 次に掲げる事項を明示した除害施設の設計図書

- ア 原材料及び薬品の種類並びにその使用量
- イ 用水源の種類及び使用水量
- ウ 排水の時間的変動と水質の変化
- エ 処理方法及び処理目標の計算根拠
- オ 発生汚泥等の処理及び処分の方法
- カ 土木及び機械工事の詳細
- キ 処理行程
- ク 工事費概算額
- ケ その他必要と認められる事項

3 条例第12条第2項の規定により除害施設の設置その他の必要な措置の完了の届出をしようとする者は、除害施設設置等完了届（別記第11号様式）を管理者に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、水質測定を専門的に行う機関が実施した除害施設の設置その他の必要な措置の完了後の下水の水質についての水質検査証明書を添付しなければならない。

（除害施設等管理責任者の選任等の届出）

第12条 条例第13条第2項の規定により除害施設等管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、除害施設等管理責任者選任等届（別記第12号様式）を管理者に提出しなければならない。

（除害施設等の事故の届出）

第13条 条例第14条第2項の規定により除害施設等の事故の届出をしようとする者は、除害施設等事故届（別記第13号様式）を管理者に提出しなければならない。

（水質の測定の回数）

第14条 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条第2号ただし書の規定により管理者が定める水質の測定の回数は、温度又は水素イオン濃度を測定する場合を除き、次のとおりとする。ただし、管理者が排水の量又は水質を勘案してこれにより難いと認めるときは、その都度定めるところによる。

測定項目又は物質	測定回数
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
シアン化合物	
アルキル水銀化合物	
有機 <sup>りん</sup> リン化合物	
カドミウム及びその化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒 <sup>ひ</sup> 素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	

テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1・2-ジクロロエタン	
1・1-ジクロロエチレン	
シス-1・2-ジクロロエチレン	
1・1・1-トリクロロエタン	
1・1・2-トリクロロエタン	
1・3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
1・4-ジオキサン	
その他の項目又は物質	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上

第4章 公共下水道の使用

（水洗便所の新設等）

第15条 条例第15条第2項において準用する条例第5条の規定により水洗便所の新設等の計画の確認を受けようとする者（確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。）は、排水設備等計画確認申請書（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、水洗便所の新設等の計画の確認申請及び排水設備の新設等の計画の確認申請又は水洗便所の新設等の計画変更の確認申請及び排水設備の新設等の計画変更の確認申請を同時に行おうとするときは、申請書を区分することを要しない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分を容易に識別することができるものでなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺200分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した平面図

ア 縮尺及び方位

イ 道路及び宅地の境界並びに公共下水道の施設の位置

ウ 建築物の概要及び水洗便所の位置  
エ 排水設備及び接続管の形状、寸法及び位置  
オ 当該計画が水洗便所の増設又は改築の計画であるときは、当該増設又は改築をする部分

(3) 他人の土地又は家屋に水洗便所の新設等を行おうとする場合にあっては、当該土地又は家屋の所有者の承諾書

3 第4条第3項の規定は、水洗便所の新設等の計画（確認を受けた計画の変更を含む。）の確認をした場合について準用する。

4 条例第15条第2項において準用する条例第9条の規定による水洗便所の新設等の工事の完了の届出は、排水設備等工事完了届（別記第7号様式）によるものとする。この場合において、当該届出と排水設備の新設等の工事の完了の届出とを同時に行おうとするときは、届出書を区分することを要しない。

5 条例第15条第2項において準用する条例第9条の規定によるしゅん工検査に合格した場合は、管理者は、水洗便所の新設等を行った者に対しては検査済証（別記第14号様式）を、水洗便所の新設等の工事を行った排水設備指定工事店に対しては検査済証（別記第9号様式）をそれぞれ交付するものとする。

6 前項の検査済証の交付を受けた者（排水設備指定工事店を除く。）は、水洗便所の新設等を行った家屋の適当箇所に当該検査済証を掲示しなければならない。（使用開始等の届出）

第16条 条例第16条の規定により公共下水道の使用の開始等の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始等届（別記第15号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 条例第16条の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、公共下水道使用者等変更届（別記第16号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 法第11条の2又は条例第16条の規定による届出をしないで公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合は、管理者がそれぞれの日を認定する。（公共下水道の一時使用）

第17条 条例第17条の規定により一時的に公共下水道を使用することの許可を受けようとする者は、公共下水道一時使用許可申請書（別記第17号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 排水系統、沈殿槽の構造及び位置その他排水方法を明示した図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、一時的に公共下水道を使用することを許可することを決定したときは、公共下水道一時使用許可書（別記第18号様式）を交付するものとし、許可しないこ

とを決定したときは、公共下水道一時使用不許可通知書（別記第19号様式）を交付するものとする。

（汚水排出量の認定）

第18条 条例第19条第1項第1号に規定する水道水の1月の使用水量の認定は、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の規定に基づき水道料金を算定する場合の例による。

2 条例第19条第1項第2号から第4号までに規定する場合の1月の汚水排出量は、次に定めるところによる。

(1) 水道水の計量装置と同種又は類似の計量装置が設けられている場合は、定例日（使用料を算定すべき日としてあらかじめ管理者が指定した日をいう。以下同じ。）において、当該計量装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した使用水量とする。

(2) 条例第23条第1項の規定により計量装置が設けられている場合は、定例日において、当該計量装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した汚水排出量とする。ただし、水道水及び水道水以外の水を併用した場合における当該水道水以外の水に係る汚水排出量は、当該計量装置により計量した汚水排出量から前項の規定により認定した水道水の1月の使用水量を控除した量とする。

(3) 家事のみに使用した場合で揚水設備が手動式であるときは、2立方メートルに毎月1日における世帯人員を乗じて得た量を当該世帯の1月の汚水排出量とみなす。

(4) 前3号に規定する場合のほか、1月の汚水排出量は、水の使用又は排水その他の態様を勘案して、管理者が認定する。

3 管理者は、前項第4号の規定により汚水排出量の認定をする場合においては、認定月を定め、当該認定月を認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。

4 前項の認定月は、毎年1月、4月、7月及び10月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、毎月の汚水排出量が平均している場合その他特別の理由がある場合は、管理者が別に定める。

5 第2項第3号及び第4号の規定に該当する場合で、月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における当該月の汚水排出量は、次に定めるところによる。

(1) 第2項第3号の規定に該当する場合で、月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の当該月の汚水排出量は、当該使用を開始し、又は再開した日（休止し、又は廃止した場合にあっては、当該使用を休止し、又は廃止した日の

属する月の初日)における世帯人員について第2項第3号の規定の例により算定した汚水排出量とする。ただし、当該月における使用日数が15日以下であるときは、当該汚水排出量の2分の1に相当する量とする。

(2) 第2項第4号の規定に該当する場合で、月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の当該月の汚水排出量は、次のとおりとする。ただし、当該月における使用日数が15日以下であるときは、次に掲げる汚水排出量の2分の1に相当する量とする。

ア 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合 当該月の初日に公共下水道の使用を開始したものとみなして第2項第4号の規定により管理者が認定した汚水排出量

イ 月の中途において公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合 当該月の末日に公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したものとみなして第2項第4号の規定により管理者が認定した汚水排出量又は第3項の規定により均等とみなされた当該月の汚水排出量

6 第2項第1号又は第2号に規定する計量装置の指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを取り外す場合を除き、翌月に繰り越して計算するものとし、条例第19条第2項又は第2項第4号若しくは前項第2号の規定により管理者が認定した汚水排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7 条例第19条第2項の規定により汚水排出量の認定の申告をしようとする者は、汚水排出量認定申告書(別記第20号様式)に汚水排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付して、当該汚水排出量に係る使用料を納付すべき月の前月の25日までに、管理者に提出しなければならない。

(中間排水の認定)

第19条 1月の中間排水の量は、前条の規定により認定した1月の汚水排出量(条例第19条第1項各号の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの場合について前条の規定により認定した汚水排出量の合計量)又は条例第19条第2項の規定により管理者が認定した1月の汚水排出量が300立方メートルを超え750立方メートル以下の場合における当該300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分とする。

(特定排水の認定)

第20条 1月の特定排水の量は、第18条の規定により認定した1月の汚水排出量(条例第19条第1項各号の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの場合について第18条の規定により認定した汚水排出量の合計量)又は条例第19条第2項の規定により管理者が認定した1月の汚水排出量が750立方メートルを超える場合における当該750立方メートルを超える部分とする。

(特定排水の水質の認定)

第21条 条例第20条に規定する特定排水の水質の認定は、条例第22条の規定による資料又は水質測定の実施その他の方法により、管理者が行う。

2 前項の規定により実施する水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に規定する方法その他の方法により行うものとし、測定の回数は、1月を超えない排水の期間に3回以上とする。

3 管理者は、特定排水の水質を認定する場合においては、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日(第18条第5項第2号に該当する場合にあっては、当該使用を開始した日の属する月の初日)から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。

4 前項の認定月は、毎年4月及び10月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、特定排水の水質が平均している場合、特定排水の水質の変動が著しい場合その他特別の理由がある場合は、管理者が別に定める。  
(汚水排出量等の認定通知)

第22条 管理者は、第18条の規定により汚水排出量を認定した場合(同条第1項及び第2項第3号の規定による場合を除く。)又は前条の規定により特定排水の水質を認定した場合は、使用料を納付すべき者に当該汚水排出量又は当該特定排水の水質を通知するものとする。

(使用料の徴収方法)

第23条 条例第21条第1項第2号に該当する場合の使用料は、次項に規定するものを除き、下水道使用料納入通知書(別記第21号様式)によりその月分を翌々月の25日までに徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その都度期日を定めて3月分以上を一括して徴収することができる。

2 条例第21条第2項の規定により前納させる場合の使用料は、同項の規定により予定汚水排出量を算定した際に、下水道使用料納入通知書により徴収するものとし、同条第3項の規定により使用料を精算した結果、不足金があるときは下水道使用料納入通知書により徴収し、過払金があるときはその旨を通知して還付するものとする。

(行為の許可申請等)

第24条 条例第25条第1項の規定による申請は、制限行為許可申請書(別記第22号様式)によって行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図
- (3) 条例第25条第2項の規定に該当する場合にあっては、

前2号に掲げるもののほか、第4条第2項第2号から第4号までに掲げる図面

(4) 施設又は工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、法第24条第2項の規定により許可することを決定したときは制限行為許可書（別記第23号様式）を交付するものとし、許可しないことを決定したときはその旨を通知するものとする。

4 第5条及び第6条の規定は条例第25条第2項に規定する排水施設について、第8条第1項の規定は条例第25条第2項において準用する条例第9条の規定により工事完了の届出をしようとする場合についてそれぞれ準用する。（軽微な行為等の届出）

第25条 条例第26条第2項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする者は、軽微な行為等届（別記第24号様式）を管理者に提出しなければならない。

#### 第5章 下水道の敷地の占用

（占用の許可申請等）

第26条 条例第29条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者（許可を受けた事項を変更しようとする者を含む。）は、下水道敷地占用許可申請書（別記第25号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 設置しようとする工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 占用の求積図

(4) 工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者との利害関係を生ずると認められる場合にあっては、当該土地又は建築物の所有者、使用者又は占有者の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、条例第29条第2項の規定により許可することを決定したときは下水道敷地占用許可書（別記第26号様式）を交付するものとし、許可しないことを決定したときはその旨を通知するものとする。

4 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割（当該占用を承継したものに限る。）により占用者の名義を変更したとき。

(2) 占用者が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。（占用期間）

第27条 条例第30条の規定により管理者が定める占用期間

は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。占用期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの占用期間についても、同様とする。

(1) 電柱、電線、水道管及びガス管その他の埋設管類を設けるための占用 10年以内

(2) 鉄道又は軌道敷設のための占用 10年以内

(3) 通路又は架橋のための占用 5年以内

(4) 板囲、物置場その他これらに類するものための占用 5年以内

(5) 前各号に掲げるもの以外のものための占用 3年以内

（権利の譲渡等の承認）

第28条 条例第31条ただし書の規定により権利の譲渡等の承認を受けようとする者は、下水道敷地占用権移転承認申請書（別記第27号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、当該占用に係る権利の譲渡又は転貸を承認することを決定したときは、下水道敷地占用権移転承認書（別記第28号様式）を交付するものとし、承認しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。（原状回復の届出）

第29条 条例第35条第2項の規定により原状回復の届出をしようとする者は、下水道敷地原状回復届（別記第29号様式）を管理者に提出しなければならない。

#### 第6章 雑則

（工事等の委託）

第30条 条例第36条第1項の規定により工事の設計及び施行を本市に委託しようとする者は、排水設備工事等委託申込書（別記第30号様式）を管理者に提出しなければならない。

（水質の測定）

第31条 条例第38条第1項の規定により水質の測定を本市に委託しようとする者は、水質測定申込書（別記第31号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、当該水質の測定の結果を得たときは、水質測定通知書（別記第32号様式）を交付するものとする。

（使用料の免除等）

第32条 条例第39条の規定により使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収の免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、下水道使用料免除等申請書（別記第33号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の申請書にその理由を明らかにする書類を添付させることができる。

3 管理者は、当該金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は徴収を猶予することを決定したときは下水道使用料免除等承認通知書（別記第34号様式）を交付するものとし、免除し、又は猶予しないことを決定したときはその旨を通知するものとする。

（本市以外の者の行う工事等）

第33条 法第16条の規定により公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持の承認を受けようとする者は、公共下水道施設工事等承認申請書（別記第35号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該工事又は当該維持の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

第2号様式（第3条関係）

排水設備設置義務免除等許可申請書		年 月 日
奈良市公営企業管理者		
申請者住所 (義務者)氏名		Ⓜ
(電話)		
排水設備設置義務の免除について許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
事業所名	代表者名	
建物又は土地の所在地	奈良市	
種別	□一般家庭 □工場(業種) □その他( )	
敷地面積	m <sup>2</sup>	排水人口
免除等申請の対象下水の区分	□家庭汚水 □冷却水 □プール排水 □その他( )	
放流先		
下水の量	1 箇月約	m <sup>3</sup>
猶予期限 (猶予申請の場合)	年 月 日	
(理由)		

別記

第1号様式（第2条関係）

代理人選定等届		年 月 日
奈良市公営企業管理者		
届出者住所氏名		Ⓜ
(電話)		
奈良市下水道条例第4条の規定により代理人を選定(変更)したので、次のとおり届け出ます。		
排水場所	奈良市	
本人の住所		
本人の氏名		
代理人	住所	奈良市
	氏名	承諾印
旧代理人	住所	奈良市
	氏名	承諾印
変更の理由		

第3号様式 (第3条関係)

許可年月日 番 号		年	月	日	第 号
申請者 (義務者) 氏名	住所	排水設備設置義務免除等許可書			
様	様	奈良市公営企業管理者 団			
年	月	日	日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除 <sup>猶予</sup> については、次のとおり許可します。		
事 業 所 名	代 表 者 名				
建物又は土地の 所在地	奈良市				
許可対象下水の 区分					
放 流 先					
猶 予 期 限	年	月	日		
(条件)					

第4号様式 (第3条関係)

申請者 (義務者) 氏名	住所	年	月	日
様	様			
排水設備設置義務免除等不許可通知書				
奈良市公営企業管理者 団				
年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除 <sup>猶予</sup> については、次の理由で許可しないこととしますので通知します。				
(理由)				

第6号様式(第4条、第15条関係)

排水設備等計画確認通知書 確認番号 確認年月日		号 日 月 年
申請者 (設置者) 様		奈良市公営企業管理者 国
年 月 日付けで申請のあった下記の排水設備等の計画(計画の変更)については、確認したので通知します。		
計画の区分	排水設備 水洗便所	左の理由 □改築 □改築 □新設 □増設 □改築 □改築 □新設 □増設 □改築 □改築
設置場所	奈良市	
排除方式	□合流式 □分流式 □特定施設設置工場等	
使用者名	電話	
施工業者名 (指定工事店)	担当責任 技術者名	
土地所有者名	屋 所有者名	
排水設備 所有者名	除害施設 の有無	□有 □無
使用水源	□水道水 □井戸水 □その他 ( )	予 定 排水量 1日約 m <sup>3</sup>
排水人口	人	敷地面積 m <sup>2</sup>
着工予定日	年 月 日	完 工 予 定 日 年 月 日
その他の (備考)	別添図書のとおり	

第5号様式(第4条、第15条関係)

排水設備等計画確認申請書		年 月 日
奈良市公営企業管理者 申請者 (設置者) 住所 氏名 (電話 ( ) )		④
排水設備等の計画(計画の変更)の確認を受けたので、次のとおり申請します。		
計画の区分	排水設備 水洗便所	左の理由 □改築 □改築 □新設 □増設 □改築 □改築 □新設 □増設 □改築 □改築
設置場所	奈良市	
排除方式	□合流式 □分流式 □特定施設設置工場等	
使用者名	電話	
施工業者名 (指定工事店)	担当責任 技術者名	④
土地所有者名	屋 所有者名	
排水設備 所有者名	除害施設 の有無	□有 □無
使用水源	□水道水 □井戸水 □その他 ( )	予 定 排水量 1日約 m <sup>3</sup>
排水人口	人	敷地面積 m <sup>2</sup>
着工予定日	年 月 日	完 工 予 定 日 年 月 日
変更前の確認 年月日	年 月 日	変更前の 確認番号 第 号

第8号様式 (第8条関係)



第7号様式 (第8条、第15条、第24条関係)

排水設備等工事完了届 奈良市公営企業管理者 届出者住所 (指定工事店) 氏名 排水設備等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。		年	月	日
工 事 区 分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築
設 置 場 所	奈良市			
申 請 者 名		使 用 者 名		
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	第	号
工 事 ( 修 補 ) 完 了 日	年 月 日	担 当 責 任 技 術 者		
修 補 指 示 年 月 日	年 月 日			

第10号様式 (第11条関係)

除害施設設置等届		年 月 日
奈良市公営企業管理者		届出者住所 (設置者) 氏名 (電話) 〇〇 )
除害施設の設置等 (変更) をするので、次のとおり届け出ます。		
区 分	<input type="checkbox"/> 除害施設	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
	<input type="checkbox"/> その他	
設置場所	奈良市	
事業所名	代表者名	
業 種	製造品目	
排水量	1日最大	時 分 ~ 時 分 時間 / 日
	1日平均	1月 日間
施 工 者	(電話 )	
設 計 者	氏名	所 属 (電話 )
着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
資 金 計 画	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 借入資金 (借入先 )	
排水設備施工業者		

第9号様式 (第8条、第15条関係)

検 査 済 証		証 第 号	年 月 日
(指定工事店)		奈良市公営企業管理者 団	
下記の排水設備等の工事について検査した結果、先に確認した内容のとおりしゅん工したことを証します。			
工 事 区 分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築	
設 置 場 所	奈良市		
申 請 者 名	使用 者 名	第 号	
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	年 月 日
工 事 完 了 届 出 年 月 日	年 月 日	検 査 済 年 月 日	年 月 日

第11号様式 (第11条関係)

除害施設設置等完了届		年	月	日
奈良市公営企業管理者		届出者 住所 (設置者) 氏名 (電話 )		
年 月 日付けで届け出た除害施設の設置等が完了したので、次のとおり届け出ます。				
区 分	<input type="checkbox"/> 除害施設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
	<input type="checkbox"/> その他			
設 置 場 所	奈良市			
事 業 所 名		代 表 者 名		
完 了 年 月 日	年	月	日	使 用 開 始 年 月 日

水 質 の 内 容				
水質の項目	単 位	計 画		※ 完 成 後
		原 水	処 理 水	
温 度	C°			
色 相				
水素イオン濃度	PH			

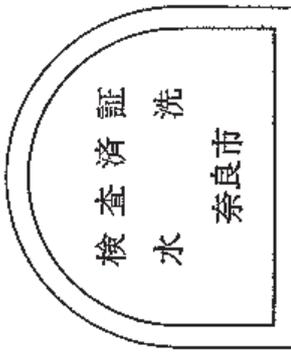
第13号様式 (第13条関係)

除害施設等事故届 奈良市公営企業管理者 届出者 住所 氏名 (電話) (電話) (電話) 年 月 日	
事業所名	代表者名
所在地	奈良市
事故発生の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
事故により流出した物質名とその量	
流出した物質の公共下水道又は河川等への流入の有無	有・無
流入した場合の流入先とその量	
復旧工事の完了予定日	年 月 日

第12号様式 (第12条関係)

除害施設等管理責任者選任等届 奈良市公営企業管理者 届出者 住所 (設置者) 氏名 (電話) (電話) (電話) 年 月 日	
事業所名	代表者名
所在地	奈良市
管理責任者名	生年月日 年 月 日
所属部課係名	電話
資格	取得年月日
資格	
変更前の管理責任者名	

第14号様式 (第15条関係)



<p>(事故の原因及び状況)</p>	<p>(事故について講じた、又は講じようとする応急措置の方法)</p>	<p>(事故再発防止の措置の計画)</p>
--------------------	-------------------------------------	-----------------------

第16号様式 (第16条関係)

公共下水道使用者等変更届 奈良市公営企業管理者 届出者 住所 氏名 (電話 ) 年 月 日	
排水場所	奈良市
変更年月日	年 月 日
変更事項	変 更 前 後
住 所	
氏 名	④
そ の 他	

第15号様式 (第16条関係)

公共下水道使用開始等届 奈良市公営企業管理者 届出者 住所 氏名 (電話 ) 年 月 日						
排水場所	奈良市					
事業所名	使用者又は代表者名					
使用水又は汚水の区分	<input type="checkbox"/> 水道水 (使用者番号第 号・給水栓番号第 号) <input type="checkbox"/> 井戸水 (手動・ポンプ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
用途区分	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 官公署、学校 <input type="checkbox"/> 工場用 (業種内容 ) <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 公衆 (共同) 浴場 <input type="checkbox"/> 一時使用 <input type="checkbox"/> その他 (業種内容 )					
開始等年月日	年 月 日 除害施設 有・無					
水洗便所	有・無 有・無					
ポ ン プ	別 口径	揚水能力 m <sup>3</sup> /hr	平均稼動時間 時間/日	台数	摘	要
	種 別	馬 力	台数	摘	要	
動力設備	種 別	馬 力	台数	摘	要	

第17号様式 (第17条関係)

公共下水道一時使用許可申請書									
奈良市公営企業管理者		申請者 住所		年 月 日					
		氏名		氏名		Ⓞ			
		(電話 )		(電話 )					
公共下水道の一時使用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
排水場所	奈良市								
排水目的									
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで								
排除する下水の種類									
種別	口径	揚水能力	平均稼働時間	台数	予定排水量	摘要			
ポンプ		m <sup>3</sup> /hr	時間/日		m <sup>3</sup> /日				
種別	馬力	台数	摘要						
動力設備									
現場責任者氏名									
(備考)									

第18号様式 (第17条関係)

公共下水道一時使用許可書	
申請者 住所	年 月 日
氏名	氏名
奈良市公営企業管理者 団	
年 月 日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、次のとおり許可します。	
排水場所	奈良市
排水目的	
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
排除する下水の種類	
予定排水量	m <sup>3</sup>
(条件)	

第19号様式 (第17条関係)

公共下水道一時使用不許可通知書

申請者 住所 氏名 様  
 年 月 日 付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、  
 次の理由で許可しないことと決定したので通知します。  
 (理由)

奈良市公営企業管理者 団  
 年 月 日

第20号様式 (第18条関係)

污水排水量認定申告書

奈良市公営企業管理者  
 申請者 住所 氏名 様  
 (電話 )  
 年 月 日

年 月分の污水排水量の認定を受けたいので、次のとおり申告します。

排水場所	奈良市	
使用者名	営業種目	
	区分	量
使用水の 区分及び量	<input type="checkbox"/> 水道水 (給水栓番号 第 号)	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 井戸水 (手動・ポンプ)	m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	m <sup>3</sup>
	計	m <sup>3</sup>
製品及び 製造高	品目	製造高 (月間)
污水排水量	m <sup>3</sup>	
算定の根拠		
添付書類		

第21号様式 (第23条関係)

(表)

<p>年度 _____ 奈良市企業局</p> <p>下水道使用料納入通知書 通知書番号 _____</p> <p>○納入額の算定の基礎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">納入義務者 郵便番号</th> <th colspan="2">水</th> <th rowspan="2">世帯人員 (人)</th> </tr> <tr> <th>汚水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>質 BOD (mg/ℓ)    SS (mg/ℓ)</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>月分</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>月分</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>月分</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(BOD…5日間の生物化学的酸素要求量) (S S…浮遊物質)</p>	納入義務者 郵便番号	水		世帯人員 (人)	汚水量 (m <sup>3</sup> )	質 BOD (mg/ℓ)    SS (mg/ℓ)		月分				月分				月分			<p>年度 _____ 奈良市企業局</p> <p>下水道使用料領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>通知書 番号</th> <th>納入額 (消費税 を含む。)</th> <th>納期限 年 月 日</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>円</td> <td> </td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p>上記のとおり領収しました。 奈良市公営企業管理者</p> <p>(この領収証書は5年間保存してください。)</p>	通知書 番号	納入額 (消費税 を含む。)	納期限 年 月 日		円											
納入義務者 郵便番号		水			世帯人員 (人)																														
	汚水量 (m <sup>3</sup> )	質 BOD (mg/ℓ)    SS (mg/ℓ)																																	
	月分																																		
	月分																																		
	月分																																		
通知書 番号	納入額 (消費税 を含む。)	納期限 年 月 日																																	
	円																																		
<p>年度 _____ 奈良市企業局</p> <p>下水道使用料領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">通知書番号</th> <th rowspan="2">月別 年 月 分 ~ 年 月 分</th> <th colspan="2">納入額 (消費税 を含む。)</th> <th rowspan="2">納期限 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>下水道事業収益</th> <th>営業収益</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p>上記のとおり収納しました。 (宛先) 奈良市公営企業管理者 (奈良市企業局保管)</p>	通知書番号	月別 年 月 分 ~ 年 月 分	納入額 (消費税 を含む。)		納期限 年 月 日	下水道事業収益	営業収益																<p>年度 _____ 奈良市企業局</p> <p>下水道使用料納入通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">月 別</th> <th rowspan="2">年 月 分 ~ 年 月 分</th> <th colspan="2">納入額 (消費税 を含む。)</th> <th rowspan="2">納期限 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>下水道使用料 (うち消費税)</th> <th> </th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> <td>円</td> <td> </td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p>右のとおり納めてください。 年 月 日 奈良市公営企業管理者 印</p>	月 別	年 月 分 ~ 年 月 分	納入額 (消費税 を含む。)		納期限 年 月 日	下水道使用料 (うち消費税)				円	円	
通知書番号			月別 年 月 分 ~ 年 月 分	納入額 (消費税 を含む。)		納期限 年 月 日																													
	下水道事業収益	営業収益																																	
月 別	年 月 分 ~ 年 月 分	納入額 (消費税 を含む。)		納期限 年 月 日																															
		下水道使用料 (うち消費税)																																	
		円	円																																

(裏)

<p>○</p> <div data-bbox="858 1420 1086 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">奈良市企業局出納取扱 金融機関 ( 総 括 店 )</p> </div>		<p>○ 次の場所で納めてください。 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局収納取扱金融機関 奈良市企業局</p> <p>○ 下水道の使用料とは ○ 下水道使用料の額</p>
---	--	---

第22号様式 (第24条関係)

制限行為許可申請書		年 月 日
奈良市公営企業管理者	申請者 住所 氏名	Ⓜ
	(電話 )	
公共下水道に物件を設けることについて許可 (変更許可) を受けたいので、次のとおり申請します。		
設置場所	奈良市	
設置の目的		
物件の名称及び規模等	占有面積	m <sup>2</sup>
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施工者 住所 氏名	(電話 )	
変更前の許可年月日	変更前の許可番号	第 号

第23号様式 (第24条関係)

制限行為許可書		号 日
申請者 住所 氏名	様	第 年 月 日
	奈良市公営企業管理者 団	
年 月 日付けで申請 (変更の申請) のあった公共下水道に物件を設けることについては、次のとおり許可します。		
設置場所	奈良市	
設置の目的		
物件の名称及び規模等	占有面積	m <sup>2</sup>
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(条件)		

第25号様式 (第26条関係)

下水道敷地占用許可申請書 奈良市公営企業管理者 申請者 住所 氏名 (電話) ④ 年 月 日 下水道の敷地の占用の許可 (変更許可) を受けたいので、次のとおり申請します。	
占用場所 奈良市	占用面積 □新 規 □更 新 □変 更
設置物件の名称及び規模等	占用面積 m <sup>2</sup>
占用期間 年 月 日から 年 月 日まで	更新又は変更の場所 従前の許可年月日 年 月 日
工事期間 年 月 日から 年 月 日まで	工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

第24号様式 (第25条関係)

軽微な行為等届 奈良市公営企業管理者 届出者 住所 氏名 (電話) ④ 年 月 日 軽微な行為 (変更) をするので、次のとおり届け出ます。	
設置場所 奈良市	設置の目的
物件の名称及び規模等	占用面積 m <sup>2</sup>
工事期間 年 月 日から 年 月 日まで	工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
施工者 住所 氏名	変更前の許可番号 年 月 日 第 号
変更前の許可年月日	変更前の許可番号 年 月 日 第 号

第26号様式 (第26条関係)

下水道敷地占用許可書		年 月 日
申請者 住所 氏名	様	奈良市公営企業管理者 印
年 月 日付で申請 (変更申請) のあった下水道の敷地の占用については、次のとおり許可します。		
占用場所	奈良市	
占用目的		
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占用面積	㎡	円
	占用料	
(条件)		

第27号様式 (第28条関係)

下水道敷地占用権移転承認申請書		年 月 日
奈良市公営企業管理者	申請者 住所 (占用者) 氏名	印 (電話 )
下水道の敷地の占有権を移転することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。		
占用場所	奈良市	
占用許可年月日及び占用期間	年 月 日許可	年 月 日から 年 月 日まで
占用面積	㎡	
移転の種類	1 譲渡 2 転貸 3 その他 ( )	
移転年月日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
移転の相手	住所 氏名 印 (電話 )	
移転の理由		

第28号様式 (第28条関係)

下水道敷地占有権移転承認書		年 月 日
申請者 住所 氏名	様	
奈良市公営企業管理者 国		
年 月 日付けで申請のあった下水道の敷地の占有権を移転することについては、次のとおり承認します。		
占有場所	奈良市	
占有許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占有面積	㎡	
移転の種類	1 譲渡 2 転貸 3 その他 ( )	
移転年月日	年 月 日	転貸期間 年 月 日から 年 月 日まで
移転の相手 住所 氏名	( 氏名 ) ( 住所 ) ( 電話 )	
(条件)		

第29号様式 (第29条関係)

下水道敷地原状回復届		年 月 日
奈良市公営企業管理者	届出者 住所 (占有者) 氏名 (電話 )	
下水道の敷地を原状に回復するので、次のとおり届け出ます。		
占有場所	奈良市	
占有許可年月日及び許可期間	年 月 日許可	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の理由		
原状回復の方法		
着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日

第30号様式 (第30条関係)

排水設備工事等委託申込書		年 月 日	
奈良市公営企業管理者		申込者 住所 氏名 (電話)	
排水設備工事等を委託したいので、次のとおり申し込みます。			
施設の区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	
	取付ます・取付管	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	
委託業務範囲	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築	
		<input type="checkbox"/> 設計のみ <input type="checkbox"/> 設計及び施工	
設置場所	奈良市		
使用者名		電話	
土地所有者名		完了希望期限	年 月 日
家屋所有者名		排水人口	人
排水設備所有者名		敷地面積	m <sup>2</sup>
使用水源	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ( )	予定排水量	m <sup>3</sup>
添付書類			

第31号様式 (第31条関係)

水質測定申込書		年 月 日	
奈良市公営企業管理者		申込者 住所 氏名 (電話)	
下水の水質の測定を委託したいので、次のとおり申し込みます。			
事業所名		代表者名	
所在地			
業種		製造品目	
作業時間	時から 時 分まで	休業日	
排水口数		箇所	有・無
水質が最も悪いと推定される時刻		時 分頃	
<input type="checkbox"/> 水素イオン濃度測定 <input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量測定 <input type="checkbox"/> 定性分析			
測定区分	項目		
	<input type="checkbox"/> 定量分析		
測定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	回答希望期限	年 月 日
採水場所	計		箇所
測定目的			

第32号様式 (第31条関係)

事業所名		所在地	
採水場所			
採水年月日			
採水時刻			
項目	単位		
温度	℃		
色相			
金額	摘要		
手数料測定	円		

第33号様式 (第32条関係)

下水道使用料免除等申請書	
奈良市公営企業管理者	申請者住所氏名 (電話)
	年月日
使用料の免除等を受けたいので、次のとおり申請します。	
区分	<input type="checkbox"/> 下水道使用料 <input type="checkbox"/> 占用料 <input type="checkbox"/> 手数料 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用場所等	
区分	<input type="checkbox"/> 全部の免除 <input type="checkbox"/> 一部の免除 <input type="checkbox"/> 猶予
期間又は金額又は率	年月日から年月日まで
(理由)	

第34号様式 (第32条関係)

下水道使用料免除等承認通知書		年 月 日
申請者 住所 氏名 様	奈良市公営企業管理者 園	
年 月 日付けで申請のあった使用料の免除等については、次のとおり承認しますので通知します。		
料金の区分等	区 分	<input type="checkbox"/> 下水道使用料 <input type="checkbox"/> 占用料 <input type="checkbox"/> 手数料 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	使用場所等	
免除等の内容	区 分	<input type="checkbox"/> 全部の免除 <input type="checkbox"/> 一部の免除 <input type="checkbox"/> 猶予
	期間又は 期限	年 月 日から 年 月 日まで
	金額又は率	

第35号様式 (第33条関係)

公共下水道施設工事等承認申請書		年 月 日
奈良市公営企業管理者	申請者 住所 氏名 (電話 )	( )
公共下水道の施設に関する工事又は施設の維持を行うことについて承認を受けた いので、次のとおり申請します。		
工事等の場所	奈良市	
目的又は理由		
施設の内容		
排水面積	m <sup>2</sup> 排水戸数	戸 排水人口 人
工事等の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施工者	住所 氏名 (電話 )	
添付書類		
(備考)		

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第2号**

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例（平成24年奈良市条例第67号。以下「条例」という。）第3条第3号に規定する公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める排水施設及び処理施設、同条第5号の管理者が定める措置、条例第4条第1号の管理者が定める数値並びに条例第5条第2号及び条例第7条第6号の管理者が定める措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第2条 条例第3条第3号に規定する管理者が定める排水施設又は処理施設は、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
  - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
  - イ 大腸菌が検出されないこと。
  - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置）

第3条 条例第3条第5号の管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化そ

の他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、下水道法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成17年国土交通省告示第1291号）第2条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（排水管内径及び排水渠の断面積の数値）

第4条 条例第4条第1号に規定する管理者が定める排水管内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、同号に規定する管理者が定める排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

（汚泥処理施設の構造に関する措置）

第5条 条例第5条第2号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（汚泥処理施設の維持管理に関する措置）

第6条 条例第7条第6号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第3号**

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の計画の確認申請)

第2条 条例第6条の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者（確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。）は、排水設備等計画確認申請書（別記第1号様式）を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分とを容易に識別することができるものでなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺200分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した平面図

ア 縮尺及び方位

イ 道路及び宅地の境界並びに排水処理施設の位置

ウ 建築物の概要並びに汚水を排出する施設の名称及び位置

エ 排水設備の排水管又は排水渠<sup>きょ</sup>の位置

オ 排水設備のます又はマンホールの位置

カ ポンプ施設その他の附属設備の名称及び位置

キ 他人の排水設備を使用する場合にあっては、当該他人の排水設備の形状、寸法、延長、材質及び位置

ク アからキまでに掲げるもののほか、汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

ケ 当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては当該増設又は改築をする部分

(3) 横の縮尺200分の1、縦の縮尺50分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した縦断図

ア 排水設備の排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質及び勾配

イ 排水設備のます又はマンホールの種類、形状、寸法及び位置

ウ 排水管又は排水渠の末端を基準とした地表及び管底までの高さ

エ 当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分

(4) 縮尺20分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示し

た構造詳細図

ア 排水設備の管渠及び附属設備の構造及び寸法

イ 当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分

(5) 他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用する場合にあっては、当該土地又は当該排水設備の所有者の承諾書

3 管理者は、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の計画（確認を受けた計画の変更を含む。）が条例に適合していることを確認したときは、排水設備等計画確認通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第3条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、条例第9条に定めるもののほか、次に定めるところによる。ただし、管理者がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(1) ますの内径又は内り及び深さの関係は、次のとおりとする。ただし、排水管の接続本数が、接続可能本数より多くなるときは、これより大きいますを用いるものとする。

ますの内径又は内り (単位センチメートル)	地表から管底までの深さ (単位センチメートル)
15～30	80以下
35及び36	90以下
40	100以下
45	120以下
50	140以下
60	150以下
70	160以下

(2) 排水管とますの接合は、管底接合としなければならない。ただし、勾配が急である等やむを得ない理由があるときは、段差接合とすることができる。

(3) 排水管の土かぶり（地表から埋設された排水管の管頂までの深さをいう。）は宅地（これに類する土地を含む。）内にあっては20センチメートル以上とし、道路敷（これに類する土地を含む。）内にあっては45センチメートル以上としなければならない。ただし、これらにより難い場合で、排水管を防護するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(排水設備の附属設備)

第4条 水洗便所、浴槽その他の施設から排水設備に接続する排水管（以下「接続管」という。）の内径は、次のとおりとする。

接続管の区分	接続管の内径 (単位ミリメートル)
小便器、手洗器及び洗面器の接続管	50以上

浴槽及び炊事場の接続管	75以上
大便器（兼用便器を含む。）の接続管	100以上

（排水設備のしゅん工の届出等）

第5条 条例第8条の規定により排水設備の新設等の工事完了の届出をしようとする者は、排水設備等工事完了届（別記第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第8条の規定によるしゅん工検査に合格した場合には、排水設備の新設等を行った者に対しては検査済証（別記第4号様式）を、当該新設等の工事を行った排水設備指定工事店に対しては検査済証（別記第5号様式）をそれぞれ交付するものとする。

3 前項の検査済証の交付を受けた者（排水設備指定工事店を除く。）は、排水設備の新設等を行った敷地内の適当な箇所に当該検査済証を掲示しなければならない。

（取付ます及び取付管の費用負担）

第6条 条例第10条の規定により負担しなければならない費用は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる費用とする。

- (1) 一の敷地につき1箇所を超えて取付ます又は取付管の設置を必要とする場合 当該1箇所を超える取付ます又は取付管の設置に要する費用
- (2) 既設の取付ます又は取付管の移設を必要とする場合 当該移設に要する費用
- (3) 宅地内掘削跡を原状復旧する場合においてセメントモルタル仕上げ以上の復旧を必要とする場合 セメントモルタル仕上げに要する費用を超える費用
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認める場合 管理者がその都度定める費用（水洗便所の新設等）

第7条 条例第15条第2項において準用する条例第6条の規定により水洗便所の新設等の計画の確認を受けようとする者（確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。）は、排水設備等計画確認申請書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、水洗便所の新設等の計画の確認申請及び排水設備の新設等の計画の確認申請又は水洗便所の新設等の計画変更の確認申請及び排水設備の新設等の計画変更の確認申請を同時に行おうとするときは、申請書を区分することを要しない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分を容易に識別することができるものでなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 縮尺200分の1を標準とし、次に掲げる事項を明示した平面図
  - ア 縮尺及び方位

イ 道路及び宅地の境界並びに排水処理施設の位置  
ウ 建築物の概要及び水洗便所の位置

エ 排水設備及び接続管の形状、寸法及び位置

オ 当該計画が水洗便所の増設又は改築の計画であるときは、当該増設又は改築をする部分

(3) 他人の土地又は家屋に水洗便所の新設等を行おうとする場合にあっては、当該土地又は家屋の所有者の承諾書

3 第2条第3項の規定は、水洗便所の新設等の計画（確認を受けた計画の変更を含む。）の確認をした場合について準用する。

4 条例第15条第2項において準用する条例第8条の規定による水洗便所の新設等の工事の完了の届出は、排水設備等工事完了届（別記第3号様式）によるものとする。この場合において、当該届出と排水設備の新設等の工事の完了の届出とを同時に行おうとするときは、届出書を区分することを要しない。

5 条例第15条第2項において準用する条例第8条の規定によるしゅん工検査に合格した場合は、管理者は、水洗便所の新設等を行った者に対しては検査済証（別記第6号様式）を、水洗便所の新設等の工事を行った排水設備指定工事店に対しては検査済証（別記第5号様式）をそれぞれ交付するものとする。

6 前項の検査済証の交付を受けた者（排水設備指定工事店を除く。）は、水洗便所の新設等を行った家屋の適当な箇所に当該検査済証を掲示しなければならない。（使用開始等の届出）

第8条 条例第12条の規定により排水処理施設の使用の開始等の届出をしようとする者は、排水処理施設使用開始等届（別記第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 条例第12条の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、排水処理施設使用者等変更届（別記第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 条例第12条の規定による届出をしないで排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合は、管理者がそれぞれの日を認定する。

（汚水排出量の認定）

第9条 条例第18条第1項第1号に規定する水道水の1月の使用水量の認定は、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の規定に基づき水道料金を算定する場合の例による。

2 条例第18条第1項第2号及び第3号に規定する1月の汚水排出量は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第21条第1項の規定により計測装置が設けられている場合は、定例日（使用料を算定すべき日としてあらかじめ管理者が指定した日をいう。以下同じ。）において、当該計測装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した汚水排出量とする。ただし、水道水及び水道水以外の水を併用した場合における当該水道水以外の水に係る汚水排出

量は、当該計測装置により計量した汚水排出量から前項の規定により認定した水道水の1月の使用水量を控除した量とする。

- (2) 水道水以外の水を家事全般に使用した場合は、7.2立方メートルに、毎月1日における世帯人員を乗じて得た量を当該世帯の1月の汚水排出量とみなす。
- (3) 水道水以外の水を家事の一部に使用した場合は、管理者が別に定める使用水量に、毎月1日における世帯人員を乗じて得た量を1月の汚水排出量とみなす。
- (4) 前3号に規定する場合のほか、1月の汚水排出量は、水の使用又は排水その他の態様を勘案して、管理者が認定する。

3 前項第2号から第4号までの規定に該当する場合で、月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合における当該月の汚水排出量は、次に定めるところによる。

- (1) 前項第2号又は第3号の規定に該当する場合で、月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の当該月の汚水排出量は、当該使用を開始し、又は再開した日（休止し、又は廃止した場合にあっては当該使用を休止し、又は廃止した日の属する月の初日）における世帯人員について同項第2号又は第3号の規定の例により算定した汚水排出量とする。ただし、当該月における使用日数が15日以下であるときは、当該汚水排出量の2分の1に相当する量とする。

- (2) 前項第4号の規定に該当する場合で、月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の当該月の汚水排出量は、次のとおりとする。ただし、当該月における使用日数が15日以下であるときは、次に掲げる汚水排出量の2分の1に相当する量とする。

ア 月の中途において排水処理施設の使用を開始し、又は再開した場合 当該月の初日に排水処理施設の使用を開始したものとみなして前項第4号の規定により管理者が認定した汚水排出量

イ 月の中途において排水処理施設の使用を休止し、又は廃止した場合 当該月の末日に排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止したものとみなして前項第4号の規定により管理者が認定した汚水排出量

4 第2項第1号に規定する計測装置の指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを取り外す場合を除き、翌月に繰り越して計算するものとし、第2項第2号から第4号まで若しくは前項又は条例第18条第2項の規定により管理者が認定した汚水排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(汚水排出量の認定通知)

第10条 管理者は、前条の規定により汚水排出量を認定した場合（同条第1項並びに第2項第2号及び第3号の規定による場合を除く。）は、使用料を納付すべき者に当

該汚水排出量を通知するものとする。

(使用料の徴収方法)

第11条 条例第19条第2号に該当する場合の使用料は、農業集落排水処理施設使用料納入通知書（別記第9号様式）によりその月分を翌々月の25日までに徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その都度期日を定めて2月分以上を一括して徴収することができる。

(使用料の免除等)

第12条 条例第17条の規定により使用料の全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料免除等申請書（別記第10号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の申請書にその理由を明らかにする書類を添付させることができる。

3 管理者は、使用料の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は徴収を猶予することを決定したときは、農業集落排水処理施設使用料免除等承認通知書（別記第11号様式）を交付するものとし、免除し、又は猶予しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

(準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）の規定を準用するほか、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



第3号様式(第5条、第7条関係)

奈良市公営企業管理者		排水設備等工事完了届		年	月	日
届出者(指定工事店) 氏名		住所		⑥		
奈良市農業集落排水処理施設条例第8条の規定により、排水設備等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。						
工 事 区 分	排水設備 水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築		
設 置 場 所	奈良市					
申 請 者 名	使 用 者 名 (使用料納付者)					
確 認 年 月 日	年	月	日	確 認 番 号	第	号
工 事 完 了 日	年	月	日	担 当 責 任 技 術 者		
修 補 指 示 年 月 日	年	月	日			

第4号様式(第5条関係)



第5号様式(第5条、第7条関係)

(指定工事店) 様		検査済証		第	年	月	日
奈良市公営企業管理者		奈良市公営企業管理者		回			
奈良市農業集落排水処理施設条例第8条の規定により、次の排水設備等の工事について検査した結果、先に確認した内容のとおりしゅん工したことを証します。							
工 事 区 分	排水設備 水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築			
設 置 場 所	奈良市						
申 請 者 名	使 用 者 名 (使用料納付者)						
確 認 年 月 日	年	月	日	確 認 番 号	第	号	
工 事 完 了 届 出 日	年	月	日	検 査 済 年 月 日	年	月	日

第6号様式(第7条関係)



第7号様式 (第8条関係)

奈良市公営企業管理者		排水処理施設使用開始等届		年	月	日
届出者		住所		Ⓜ		
氏名		氏名		(電話)		
(電話)						
奈良市農業集落排水処理施設条例第12条の規定により、排水処理施設の使用を(開始・休止・廃止)するので、次のとおり届け出ます。						
排水場所	奈良市					
事業所名	使用者名又は 代表者名 (使用料納付者)					
使用水の区分	<input type="checkbox"/> 水道水(使用者番号第 号・給水栓番号第 号) <input type="checkbox"/> 水道水以外の水 <input type="checkbox"/> 水道水・水道水以外の水の併用					
水道水以外の水の 家事への使用状況	<input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 手洗・洗面 <input type="checkbox"/> 掃除等雑用					
建築物用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他					
使用人数	人					
開始等年月日	年 月 日					
水洗便所	有・無	有・無	し尿浄化槽	有・無		

第8号様式 (第8条関係)

奈良市公営企業管理者		排水処理施設使用者等変更届		年	月	日
届出者		住所		Ⓜ		
氏名		氏名		(電話)		
(電話)						
奈良市農業集落排水処理施設条例第12条の規定により、排水処理施設の使用等の変更をするので、次のとおり届け出ます。						
排水場所	奈良市					
変更年月日	年 月 日					
変更事項	変更前 変更後					
使用料納付者	Ⓜ					
住所						
氏名	Ⓜ					
その他						

第9号様式（第11条関係）

<p>年度 _____</p> <p>農業集落排水処理施設使用料納入通知書</p> <p style="text-align: right;">奈良市企業局</p> <p>納入義務者 _____</p> <p style="text-align: center;">様方 様</p> <p>右のとおり納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良市公営企業管理者 同</p>	<p>通知書番号 _____</p> <p>〇納入額の算定の基礎</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;">汚水量 (m<sup>3</sup>)</td> <td style="width:40%;">世帯人員 (人)</td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">月別</td> <td style="width:30%;">年 月 分</td> <td style="width:40%;">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>納入額</td> <td>農業集落排水処理施設 使用料(うち消費税)</td> <td>( 円 ) ( 円 )</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		汚水量 (m <sup>3</sup> )	世帯人員 (人)	月分			月分			月分			月別	年 月 分	年 月 分	納入額	農業集落排水処理施設 使用料(うち消費税)	( 円 ) ( 円 )	納期限	年 月 日	年 月 日	<p>年度 _____</p> <p>農業集落排水処理施設 使用料領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">通知書 番号</td> <td style="width:30%;">納入額 (消費税を含む。)</td> <td style="width:40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記のとおり領 収しました。</p> <p>奈良市公営企業 管理者</p> <p>(この領収証書は5年間保存して ください。)</p>	通知書 番号	納入額 (消費税を含む。)	年 月 日	納期限		年 月 日
	汚水量 (m <sup>3</sup> )	世帯人員 (人)																											
月分																													
月分																													
月分																													
月別	年 月 分	年 月 分																											
納入額	農業集落排水処理施設 使用料(うち消費税)	( 円 ) ( 円 )																											
納期限	年 月 日	年 月 日																											
通知書 番号	納入額 (消費税を含む。)	年 月 日																											
納期限		年 月 日																											
<p>年度 _____</p> <p>農業集落排水処理施設使用料領収済通知書</p> <p style="text-align: right;">奈良市企業局</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">通知書番号</td> <td style="width:30%;">月別 年 月 分</td> <td style="width:40%;">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>下水道事業収益</td> <td>納入額 (消費税を含む。)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>営業収益</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水処理施設使用料</td> <td>測定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>細節</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">様納</p> <p>領収日付印</p> <p>受付金融機関</p> <p>上記のとおり取納しました。</p> <p>(宛先) 奈良市公営企業管理者 (奈良市企業局保管)</p>	通知書番号	月別 年 月 分	年 月 分	下水道事業収益	納入額 (消費税を含む。)	円	営業収益		円	下水道使用料	納期限	年 月 日	農業集落排水処理施設使用料	測定番号		細節													
通知書番号	月別 年 月 分	年 月 分																											
下水道事業収益	納入額 (消費税を含む。)	円																											
営業収益		円																											
下水道使用料	納期限	年 月 日																											
農業集落排水処理施設使用料	測定番号																												
細節																													

<p>領収日付印</p> <p>奈良市企業局出納 取扱金融機関 (総括店)</p>	<p>〇次の場所で納めてください。 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局収納取扱金融機関 奈良市企業局</p> <p>〇農業集落排水処理施設の使用料とは 〇農業集落排水処理施設の使用料の額</p>
---	---

第10号様式 (第12条関係)

奈良市公営企業管理者 申請者 住所 氏名 (電話 ) 年 月 日		農業集落排水処理施設使用料免除等申請書	
奈良市農業集落排水処理施設条例第12条の規定により、使用料の免除等を受けたいので、次のとおり申請します。			
区	分	<input type="checkbox"/> 全部の免除 <input type="checkbox"/> 一部の免除 <input type="checkbox"/> 猶予	
免除等の内容	期間又は期限	年 月 日から 年 月 日まで	
	金額又は率		
(理由)			

第11号様式 (第12条関係)

申請者 住所 氏名 様 年 月 日		農業集落排水処理施設使用料免除等承認通知書	
奈良市公営企業管理者 回			
奈良市農業集落排水処理施設条例第12条の規定により、年 月 日付けで申請のあった使用料の免除等については、次のとおり承認したので通知します。			
区	分	<input type="checkbox"/> 全部の免除 <input type="checkbox"/> 一部の免除 <input type="checkbox"/> 猶予	
承認の区分	期間又は期限	年 月 日から 年 月 日まで	
	金額又は率		

(平成26年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 指定工事店(第2条-第10条)

第3章 責任技術者(第11条-第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号。以下「条例」という。)の規定に基づき、本市の排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)及び排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定工事店

(指定工事店の指定)

第2条 条例第7条第1項の規定により公営企業管理者(以下「管理者」という。)が行う指定(以下「指定工事店の指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奈良県内に営業に適する店舗を有していること。
- (2) 専属の責任技術者を有していること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (5) 法人にあっては、その代表者が前号に掲げる要件を備えていること。
- (6) 第9条第1項第2号又は同条第2項第3号若しくは第4号の規定に該当したことにより、指定工事店の指定を取り消された者にあつては、当該指定工事店の指定を取り消された日から起算して2年を経過していること。
- (7) 第19条各号のいずれかに該当したことにより、条例第7条第2項の規定により管理者が行う登録(以下「責任技術者の登録」という。)を取り消された者にあつては、当該責任技術者の登録を取り消された日から起算して2年を経過していること。
- (8) その業務に関し不正又は不都合な行為をするおそれがないこと。

(指定工事店の指定の申請)

第3条 指定工事店の指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書(別記第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

ならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 印鑑証明書

(3) 使用印鑑届(別記第3号様式)

(4) 専属の責任技術者及び常雇の従業員名簿

(5) 所有器材調書

(6) 店舗(倉庫を含む。)の存する場所を明らかにする付近見取図及び当該店舗(倉庫を含む。)の平面図

(7) 支店又は出張所にあつては、指定工事店の指定を受けることについて本社から委任を受けたことを証する書類

(8) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款

3 第1項に規定する申請書の提出期間は、毎年5月1日から同月末日までとする。ただし、相続、合併、分割その他これらに類する理由により、指定工事店の地位を承継した者が、新たに指定工事店の指定を受けようとする場合については、この限りでない。

(指定工事店の指定)

第4条 管理者は、指定工事店の指定をしたときは、排水設備指定工事店指定台帳に登載するものとする。

2 指定工事店の指定は、毎年6月に行う。ただし、前条第3項ただし書の規定により申請書が提出された場合は、この限りでない。

(指定工事店証の交付等)

第5条 管理者は、指定工事店の指定を受けた者に奈良市排水設備指定工事店証(別記第4号様式。以下「指定工事店証」という。)を交付するものとする。

2 指定工事店は、第9条の規定により指定工事店の指定を取り消されたとき又は自ら廃業したときは、速やかに当該指定工事店証を管理者に返還しなければならない。

(届出)

第6条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 店舗を移転したとき。
- (2) 指定工事店の商号を変更したとき。
- (3) 指定工事店が法人である場合において、代表者を変更したとき。
- (4) 専属の責任技術者に異動があったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が必要と認めたとき。

2 指定工事店が次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、その事実が発生した日から30日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- (3) 法人が合併又は破産以外の理由により解散したときは、その清算人
- (4) 法人が分割により営業を承継させたときは、承継した法人の役員

(5) 廃業したときは、指定工事店であった個人又は法人の役員

3 指定工事店は、指定工事店の指定を受けた日（第4条第2項ただし書の規定により指定を受けた場合は、その指定を受けた日前の最初の6月30日とする。）から起算して5年ごとに、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 専属の責任技術者及び常雇の従業員名簿
- (2) 所有器材調査  
(指定手数料)

第7条 条例第8条に規定する排水設備指定工事店指定手数料は、指定工事店の指定を受けた日から10日以内に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された排水設備指定工事店指定手数料は、いかなる場合も返還しない。

(指定工事店の義務)

第8条 指定工事店は、次に定める義務を負うものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により交付を受けた指定工事店証を店舗の見やすい箇所に表示すること。
- (2) 条例第9条（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定によるしゅん工検査に合格した工事であっても完成後1年以内に生じた故障については、これを無償で修繕すること。ただし、当該故障が指定工事店の責めに帰すべき理由によらないものであるときは、この限りでない。
- (3) 排水設備又は水洗便所（以下「排水設備等」という。）の新設等の工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。
- (4) 条例第9条の規定によるしゅん工検査には、責任技術者を立ち合わせること。
- (5) 自己の名義を他に貸与しないこと。
- (6) 排水設備等の新設等の工事及びこれに付随する工事を一括して、下請負人に施工させないこと。ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
- (7) 排水設備等の新設等の工事の申込みをした者から当該工事の計画の確認申請その他の手続を委任されたときは、これを拒否しないこと。

(指定の取消し等)

第9条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を取り消すものとする。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を取り消し、又は6月の範囲内において指定工事店としての資格を停止することができる。

- (1) 第2条第1号から第5号まで及び第8号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第7条第1項に規定する期間内に排水設備指定工事店指定手数料を納付しなかったとき。

(3) 条例又は条例に基づく企業管理規程の規定に違反する行為があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定工事店として不正又は不都合な行為があったとき。

(指定等の公示)

第10条 管理者は、第4条の規定により指定工事店の指定をしたとき又は前条第1項若しくは第2項の規定により指定工事店の指定を取り消し、若しくはその資格を停止したときは、その旨を公示する。

第3章 責任技術者

(登録)

第11条 責任技術者の登録は、5年を有効期間とし、新たに責任技術者の登録を受けようとする者（第19条の規定により登録を取り消された者又は次条第2項の規定により責任技術者としての登録資格を失った者で、再びその登録を受けようとする者を含む。）について行う新規登録及び第16条第2項に規定する有効期間の満了に伴いその更新を受けようとする者について行う更新登録とする。

2 責任技術者の登録の資格の認定は、新規登録にあっては管理者が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者について書類審査の方法によって行うものとし、更新登録にあっては第13条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習を修了した者（同項ただし書に該当する者を含む。）について書類審査の方法によって行うものとする。

3 責任技術者の登録は、申請の都度行うものとする。

(登録資格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者の登録を受けることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 第19条の規定により責任技術者としての資格を取り消された日から2年を経過していない者

2 責任技術者は、前項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、その登録資格を失う。

(登録の申請)

第13条 責任技術者の登録を受けようとする者は、新規登録を受けようとする場合にあつては管理者が定める期間内に排水設備工事責任技術者登録申請書（別記第5号様式）を、更新登録を受けようとする場合にあつては第11条第1項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに排水設備工事責任技術者更新登録申請書（別記第6号様式）を、それぞれ管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。ただし、次項ただし書に該当する者にあつては、第2号アの書類を同項ただし書に規定する講習の受講後、速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 新規登録の申請書

ア 第11条第2項の試験の合格者に交付される責任技術者証の写し

<p>イ 住民票の写し</p> <p>(2) 更新登録の申請書</p> <p>ア 第11条第2項の講習の修了者に交付される責任技術者証の写し</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>3 第1項の規定により更新登録を受けようとする者は、指定試験機関が行う排水設備工事責任技術者更新講習を受講しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により当該講習を受講できない者は、当該理由がやんだ後、当該講習又はこれに準ずると管理者が認める講習を受講しなければならない。</p> <p>(登録手数料)</p> <p>第14条 条例第8条に規定する排水設備工事責任技術者登録手数料は、第15条の責任技術者の登録をする際納付しなければならない。</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第15条 責任技術者の登録は、排水設備工事責任技術者登録台帳に登載することによって行うものとする。</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第16条 責任技術者は、常に第11条第2項の試験若しくは講習で交付される責任技術者証を携帯し、本市職員、工事申込人その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第17条 責任技術者は、氏名又は住所を変更したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>(禁止規定)</p> <p>第18条 責任技術者は、2以上の指定工事店に所属してはならない。</p> <p>2 責任技術者は、自己の名義を他に貸与してはならない。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第19条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者の登録の効力を一時停止し、又はその登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例又は条例に基づく企業管理規程の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 責任技術者として不正又は不都合な行為があったとき。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成26年3月31日において、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和51年奈良市規則第11号。以下「指定工事店等規則」という。)により指定を受けている指定工事店及び登録を受けている責任技術者は、奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例(平成25年奈良市条例第78号)附則第2項の規定により、奈良市下水道条例第7条第1項及び第2項の適用を受けたものとみなし、有効期間については指定工事店等規則で定めた期間とする。</p>	<p>3 指定工事店等規則に基づき交付した奈良市排水設備指定工事店証は、指定工事店等規則で定めた次回届出が必要となるまでの期間について、第5条第1項で交付する指定工事店証とみなす。</p> <p>4 指定工事店等規則に基づき交付した奈良市排水設備責任技術者証は、次回更新登録までの期間について、第16条で定める責任技術者証の代替とすることができるものとし、その後、速やかに管理者に返却しなければならない。</p>
---	--

別記

第1号様式（第3条関係）

排水設備指定工事店指定申請書		年 月 日
奈良市公営企業管理者		申請者 住所氏名 <sup>㊟</sup>
		(電話 )
奈良市排水設備指定工事店の指定を受けたいので申請します。		
住 所		
店 舗 の 所 在 地		
会 社 名 又 は 商 号		
代 表 者 名 又 は 氏 名		

第2号様式（第3条関係）

誓 約 書	
貴市の排水設備指定工事店の指定を受けた上は、奈良市排水設備指定工事店等に 関する規程をはじめ、これに関連する事項を遵守することはもちろん、不正又は不 都合な行為があったときは、どのような処分を受けても何ら異議を申しません。	
年 月 日	住 所 会社名又は商号 代表者名又は氏名 <sup>㊟</sup>
奈良市公営企業管理者	

第3号様式（第3条関係）

使用印鑑	使 用 印 鑑 届
	
法務局又は市区町村長の証明した印鑑	
奈良市排水設備指定工事店として使用する印鑑を上記のとおり届け出ます。	
年 月 日	住 所 会社名又は商号 代表者名又は氏名 <sup>㊟</sup>
奈良市公営企業管理者	

第4号様式（第5条関係）

奈良市排水設備指定工事店証			
指 定 番 号	第	号	
指 定 年 月 日	年	月	日
住 所			
会 社 名 又 は 商 号			
代 表 者 名 又 は 氏 名			
上記の者は、奈良市排水設備指定工事店であることを証する。			
年 月 日		奈良市公営企業管理者 <sup>㊟</sup>	

第5号様式 (第13条関係)

排水設備工事責任技術者登録申請書	年 月 日
奈良市公営企業管理者	申請者 住所 氏名 (電話 )
奈良市排水設備工事責任技術者の登録を受けたいので申請します。	

第6号様式 (第13条関係)

排水設備工事責任技術者更新登録申請書	年 月 日
奈良市公営企業管理者	申請者 住所 氏名 (電話 )
奈良市排水設備工事責任技術者の更新登録を受けたいので申請します。	
従前の登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第5号**

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市水洗便所設備費助成に関する条例(昭和40年奈良市条例第21号)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第2条 助成金の交付を受けようとする者は、水洗便所設備費助成金交付申請書(別記様式)に、次の書類を添付して、公営企業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 申請者が、家屋の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- (2) その他管理者が指示する書類

2 前項の申請は、奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号。以下「下水道条例」という。)第15条第2項において準用する下水道条例第5条又は奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号。以下

「農集条例」という。)第15条第2項において準用する農集条例第6条の規定による計画の確認と同時(下水道条例第36条第1項の規定により本市に水洗便所の新設等の工事を委託する場合には、当該工事の委託申込みと同時)に行わなければならない。

(助成金の交付時期)

第3条 助成金は、下水道条例第15条第2項において準用する下水道条例第9条又は農集条例第15条第2項において準用する農集条例第8条の規定によるしゅん工検査に合格した後(下水道条例第36条第1項の規定により本市に水洗便所の新設等の工事を委託した場合には、当該水洗便所の引渡しに係る受領書の提出があった後)に交付する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

水洗便所設備助成金交付申請書 奈良市公営企業管理者 住所 申請者 氏名 電話 局 番 日 月 年		次のとおり水洗便所に改造するので、助成金を交付くださるよう申請します。	
設置場所	奈良市	使用者住所	奈良市
使用者氏名		家屋所有者住所	
水道料金	水栓番号	水道料金	水栓番号
便器の型	1 標準型 (A, B, C, D)	便器の型	2 その他の型
助成金交付申請額		助成金交付申請額	円
施工業者		施工業者	
※起案日 年 月 日		※決裁日 年 月 日	
係長		係長	
補佐		補佐	

上記申請内容が適当と認められるので、助成金の交付決定をしてよろしいか。

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

(平成26年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号又は奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号。以下「農集条例」という。)第2条第3号の規定に基づく本市の処理区域(以下「処理区域」という。)内においてくみ取便所等を水洗便所に改造するために要する資金(以下「改造資金」という。)を必要とする者に対し、改造資金の融資あっせん及び利子補給を行い、水洗便所の適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(融資あっせんの対象工事)

第2条 改造資金の融資あっせんの対象となる工事(以下「改造工事」という。)は、次に掲げる工事とする。

- くみ取便所を水洗便所に改造するための工事(これに伴い同時に施行する排水設備の工事を含む。次号において同じ。)
- 浄化槽と連結する便所を水洗便所に改造するための工事

(融資あっせんの対象者)

第3条 改造資金の融資あっせんを受けることができる者は、次に定める要件を備えた者(法人を除く。)とする。

- 処理区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、当該区域において下水の処理を開始した日から3年以内に改造工事を行おうとするものであること。ただし、その期間を超えることについて相当の理由があると公営企業管理者(以下「管理者」という。)が認めるときは、この限りでない。
  - 市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
  - 自己資金のみでは改造工事に要する経費を一時に負担することが困難であること。
  - 融資を受けた改造資金の償還について支払能力を有すること。
  - 市内に住所を有する確実な連帯保証人があること。
- (融資あっせんの条件)

第4条 改造資金の融資あっせんの条件は、次に定めるところによる。

- 融資限度額
  - ア 第2条第1号の工事 500,000円以内
  - イ 第2条第2号の工事 300,000円以内
- 償還期限 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して36月以内
- 償還方法 元金均等月賦償還。ただし、繰り上げて償還することができる。
- 融資資金の利子 管理者と次号の取扱金融機関が協議して定める割合
- 取扱金融機関 管理者が指定する金融機関

2 改造資金の融資あっせんは、1戸1件に限るものとする。

3 前項の1件とは、1個のくみ取口を有し、又は1基の浄化槽と連結する大小便所又は兼用便所を水洗便所に改造することをいう。

(融資あっせんの申請)

第5条 改造資金の融資あっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号。以下「下水道条例」という。)第15条第2項において準用する下水道条例第5条又は農集条例第15条第2項において準用する農集条例第6条の規定による計画の確認と同時に、水洗便所改造資金融資あっせん申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 下水道条例第7条第1項に規定する排水設備指定工事店の工事見積書
- (2) 市民税及び固定資産税の納税証明書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(融資あっせんの決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、その書類の審査及び必要な調査を行い改造資金の融資あっせんを決定したときは、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(工事の完成等)

第7条 前条の規定により改造資金の融資あっせんの決定を受けた者(以下「借受決定者」という。)は、当該決定の日から起算して6箇月以内に改造工事を完成しなければならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

(融資あっせんの取消し)

第8条 管理者は、借受決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の融資あっせんの決定を取り消すものとする。

- (1) 改造工事を取りやめたとき。
- (2) 第3条各号に規定する要件を欠くことになったとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) その他管理者が融資の取消しを必要と認めたとき。

(融資あっせん額の決定等)

第9条 管理者は、改造工事が完成し、下水道条例第15条第2項において準用する下水道条例第9条又は農集条例第15条第2項において準用する農集条例第8条の規定によるしゅん工検査に合格したときは、融資あっせん額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書(別記第3号様式)により借受決定者に通知するとともに、取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

(取扱金融機関への融資申請手続)

第10条 借受決定者は、前条の通知を受けたときは、取扱金融機関に対し、次に掲げる書類を提出して改造資金の融資の申請をするものとする。

- (1) 水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書
- (2) その他取扱金融機関が必要と認める書類  
(届出の義務)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、改造資金の融資を受けた者(以下「借受者」という。)若しくは連帯保証人又はこれらの承継人は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定又は競売の申立てを受けたとき。
- (2) 借受者又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 借受者又は連帯保証人が死亡したとき。

(利子補給)

第12条 管理者は、借受者が融資資金を完済したときは、借受者に対し取扱金融機関との約定弁済日(繰上償還があった場合は、当該償還日)までの間の利子(延滞利息を除く。)を補給する。

2 前項の規定により利子補給を受けようとする者は、融資資金の完済日から3箇月以内に水洗便所改造資金融資利子補給金交付申請書(別記第4号様式)に完済証明書を添えて管理者に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者住所  
氏名 ④  
電話 ( )

連帯保証人住所  
氏名 ④  
電話 ( )

水洗便所改造資金の融資あっせんを受けたいので次のとおり申請します。

職業	申請者		連帯保証人	
	勤務先	職業	職業	
勤務先電話	勤務先電話	勤務先電話	勤務先電話	
月収	円	月収	円	
改造工事の実施場所				
あっせん希望額	円	取扱金融機関		

第2号様式（第6条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書

年 月 日

様

奈良市公営企業管理者 図

年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造資金の融資あっせんについては、次のとおり決定したので通知します。

改造工事の実施場所	
融資あっせん額	改造工事しゅん工検査合格後、決定し通知します。
取扱金融機関	
備考	1 融資については、改造工事しゅん工検査合格後、取扱金融機関から受けることとなります。 2 融資あっせんの決定の日から起算して6箇月以内に改造工事をしゅん工しないときは、この融資あっせんの決定を取り消します。

第4号様式 (第12条関係)

水洗便所改造資金融資利子補給金交付申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者住所  
氏名 ㊦  
電話 ( )

水洗便所改造資金の利子補給を受けたいので、次のとおり申請します。

受付番号	融資あっせん決定年月日	年 月 日
※ 利子補給内訳書	融資あっせん額	円
	償還額	円
	利子補給額	円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 融資資金の完済証明書を添付してください。

第3号様式 (第9条関係)

水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書

年 月 日

様

奈良市公営企業管理者 ㊦

年 月 日付で決定した水洗便所改造資金の融資あっせんについては、次のとおり融資あっせん額を決定したので通知します。

受付番号	
改造工事実施場所	
融資あっせん額	円
取捨金融機関	

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第7号**

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者

池田修

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の地積)

第2条 条例第4条に規定する受益者負担金（以下「負担金」という。）の額の算定基準となる土地の地積は、公簿による。ただし、これにより難いとき、又は公営企業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、実測その他の方法によることができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第5条第1項の規定により告示された賦課対象区域内に土地を有する者は、管理者の定める日までに下水道事業受益者申告書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権等を有する者があるときは、土地の所有者は、地上権等を有する者と連署して提出しなければならない。

2 同一の土地について2人以上の所有者があるときは、代表者を定め、前項の申告書に当該所有者が連署して、代表者がこれを提出しなければならない。

(負担金の決定通知)

第4条 条例第6条第3項の規定による負担金の額及びその納付期日（以下「納期」という。）等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(負担金の納期等)

第5条 受益者は、前条の負担金の額が3,000円未満の場合は、当該負担金の額を3で除して得た額を、毎年度第1号に定める納期に、3,000円以上の場合は、当該負担金の額を9で除して得た額を、毎年度次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める納期に納付しなければならない。

- (1) 第1期 7月1日から同月末日まで
- (2) 第2期 11月1日から同月末日まで
- (3) 第3期 翌年2月1日から同月末日まで

2 前項の規定により定められている納期の末日が日曜日又は土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期の末日とみなす。

3 管理者は、年度の途中から負担金の徴収を開始すると

き、その他特別の理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、別に負担金を分割し、納期を定めることができる。

4 前3項の規定により各納期に納付する負担金の額の通知は、奈良都市計画下水道事業受益者負担金納入通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。  
(端数計算)

第6条 条例第4条に規定する各受益者の負担金の額を算定する場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1項の規定により3又は9で除して得た額に100円未満の端数があるときは、最初の納期に納付する負担金に合算する。

(負担金の納期前納付)

第7条 受益者は、到来した納期に係る負担金を納付する場合において、当該納期後の納期に係る負担金と合わせて納付することができる。

2 条例第6条第4項ただし書の規定による負担金の一括納付は、前項に規定する納期前の納付（以下「納期前納付」という。）とみなす。

3 受益者が、第5条第1項第1号に規定する第1期の納期（同条第2項の規定により別に納期が定められた場合は、その第1期の納期）に、当該年度以降の納期に係る各年度分の負担金の納期前納付をしたときは、納期前納付をした負担額の150分の1に納期前の月数（1月未満の端数がある場合においても、これを1月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、当該受益者に未納に係る負担金額があるとき、報奨金の額が10円未満であるとき、又は国若しくは公有土地に係る負担金があるときは、これを交付しない。

(負担金の徴収猶予)

第8条 条例第7条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（別記第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 負担金徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。  
(負担金の減免)

第9条 条例第8条第2項の規定による負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書（別記第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免（承認・不承認）決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

3 負担金の減免を受けた者は、その減免の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 負担金減免の基準は、別表第2のとおりとする。  
(受益者の変更の届出)

第10条 条例第9条の規定による受益者の変更があったときは、新旧受益者の一方又は双方が遅滞なく下水道事業受益者変更届(別記第8号様式)を管理者に提出しなければならない。この場合において、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権等を有する者が新受益者となるときは、当該土地の所有者と連署して提出しなければならない。  
(納付管理人)

第11条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下「住所等」という。)を有しないときは、負担金納付に関する事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから納付管理人を定め、遅滞なく下水道事業受益者負担金納付管理人(選任・変更・廃止)届(別記第9号様式)を管理者に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときにおいても、同様とする。  
(住所等の変更の届出)

第12条 受益者又は納付管理人は、住所等を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金受益者(納付管理人)住所変更届(別記第10号様式)を管理者に提出しなければならない。  
(繰上納付)

別表第1(第8条関係)

第13条 管理者は、既に負担金の額の確定した受益者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、納付前であっても負担金を繰上納付させることができる。

- (1) 国税、地方税、その他の公課の滞納による滞納処分を受けるおそれがあるとき。
- (2) 強制執行を受けるおそれがあるとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 競売の開始を受けたとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。
- (7) 詐偽その他不正の手段により負担金の徴収を免れ、又は免れようとしたとき。

(不申告等による認定)

第14条 管理者は、この規程に規定する申告又は届出をすべき事項について、申告若しくは届出のない場合、又はその内容が事実と異なると認めた場合においては、申告又は届出によらないで認定することができる。  
(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予区分	被害程度	猶予期間	摘要
1 震災又は風水害で、災害救助法の発令があった場合	全壊(焼)70%以上 半壊(焼)20%~70%以内	2年以内 1年以内	地方公共団体の罹災証明を添付したもの
2 火災	全焼70%以上 半焼20%~70%以内	2年以内 1年以内	消防署の罹災証明を添付したもの
3 農地		2年以内	受益者から申請のあったもので、調査の結果必要と認めるもの
4 その他	管理者が特に必要と認めたときは、その都度管理者が決定する。		

別表第2(第9条関係)

受益者負担金減免基準

該当条項	減免の対象となる土地		摘要	減免率
1 条例第8条第1項	国又は地方公共団体が公共の用に供している土地		道路、公園、河川、水路等	% 100
2 条例第8条第2項第1号	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地		(1) 一般庁舎用地	裁判所、警察署、県庁、市役所等 50
			(2) 学校用地	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等 75
			(3) 社会福祉施設用地	児童遊園 100
			保育所、老人福祉センター、	75

			人権文化センター等	
		(4) 警察法務収容施設用地	刑務所、少年院、少年鑑別所等	75
		(5) 病院及び診療施設用地	病院、診療所等	25
		(6) 有料の公務員宿舍用地	有料の公務員宿舍、職員寮、公舎等	25
		(7) 図書館、市民会館、公民館、体育施設等用地		50
		(8) 消防施設用地		100
		(9) 文化財である土地又は文化財である建築物その他の工作物の敷地		100
3 条例第8条第2項第2号	国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	国有林野事業特別会計に属する行政財産及び地方公営企業用財産である土地		25
4 条例第8条第2項第3号	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地		道路、公園、水路等の目的となる土地	100
5 条例第8条第2項第4号	公の生活扶助を受けている受益者の所有又は使用に係る土地			100
6 条例第8条第2項第5号	事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の所有又は使用に係る土地			提供された土地、物件、労力又は金銭に対応する範囲で管理者が認める率
7 条例第8条第2項第6号	前各項に掲げる土地のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地（管理人又は職員等の住居に使用する建物の用地を除く。）	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、幼稚園等	75
		(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地（管理人又は職員等の住居に使用する建物の用地を除く。）	神社、寺院、教会等の境内地	50
			墓地	100
(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営		児童遊園		100
		保育所、母子生活支援施設、老人ホーム等		75

		する施設に係る土地（管理人又は職員等の住居に使用する建物の用地を除く。）		
		(4) 自治会等が管理する施設に係る土地	集会所等	100
		(5) 消防団が所有し、又は使用する車両、器具等の格納に係る土地		100
		(6) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第1種鉄道事業の用に供する土地	線路敷地、駅舎、プラットホーム等	25
			踏切、駅前広場	100
		(7) 公共性の高い私道で、公道に準ずると認められるもの及び公共性のある水路の敷地		100
		(8) 土地の状況により公共下水道施設によって汚水等を排除することができない土地	著しい低地、急傾斜地等	100
		(9) その他管理者が特に必要と認める土地		管理者の認める率

備考

- 1 「供することを予定している土地」とは、国又は地方公共団体が当該施設の用に供するため、その土地の買受け若しくは借受けの契約締結済みのもの、当該施設に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）による事業の認定を得ているもの、都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業の認可若しくは承認を得ているもの又は当該施設に係る予算措置がなされているものをいう。
- 2 同一の土地について減免事由が2以上にわたる場合における当該土地の減免率は、それぞれの減免事由に係る減免率のうち高いものをもって当該土地に係る減免率とする。

第2号様式 (第4条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書

.....様 .....様	年度 (第 負担区) 奈良都市計画下水道 事業受益者負担金	年 月 日 奈良市公営企業管理者 園
------------------	--	-----------------------

次のとおり受益者負担金を決定したので、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項の規定により通知します。

通知書番号	負担金算出基礎	更正額
No.	受益総地積	負担金額 減免・猶予額
	m <sup>2</sup>	円 円

年度	負担金決定額	千	百	万	円
第1期	.....	.....	.....	.....	.....
第2期	.....	.....	.....	.....	.....
第3期	.....	.....	.....	.....	.....
年 度 計 算	.....	.....	.....	.....	.....

(裏面に賦課根拠等を記載する。)

別記

第1号様式 (第3条関係)

下水道事業受益者申告書

(受付)

奈良市公営企業管理者

申告者 (土地所有者又は代表者) 住所 氏名 電話 ( )

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条の規定により、次のとおり申告します。

土地の所在	受益地		土地の所有者以外の権利者住所・氏名	土地の所有者住所・氏名	同意印	権利の種類	住所・氏名	同意印
	番	目						
.....	本番	公簿	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	枝番	現況						
	小枝	.....						
.....	本番	公簿	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	枝番	現況						
	小枝	.....						
.....	本番	公簿	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	枝番	現況						
	小枝	.....						
.....	本番	公簿	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	枝番	現況						
	小枝	.....						
.....	本番	公簿	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	枝番	現況						
	小枝	.....						

(裏面に申告についての注意事項を記載する。)

第3号様式(第5条関係)

(1枚目)

(表)

年度 奈良都市計画下水道事業受益者負担金納入通知書

奈良市企業局

〒

受益者住所・氏名

通知書番号	地区	年度	年次
負担区第	賦課年度	年	
受益総地積	㎡		
1㎡当たり負担金	円		
負担金額	円		
更正額	円		
負担金決定額	円		
本年度納付額	円		
第1期納付額	円		
第2期以後納付額	円		
納付額	全年前納分	本年前納分	円
報奨金	円	円	円

右のとおり納めてください。

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

(裏)

説明

- 負担金算出の根拠
- 報奨金についての説明
- 次の場所で納めてください。  
奈良市企業局出納取扱金融機関  
奈良市企業局出納取扱金融機関  
奈良市企業局

(2枚目)

(表)

奈良都市計画下水道事業 領収証書

年度 受益者負担金 (全年前納分)

通知書番号	地区	年度	年次
負担区第	賦課年度	年	
受益総地積	㎡		
1㎡当たり負担金	円		
負担金額	円		
更正額	円		
負担金決定額	円		
本年度納付額	円		
第1期納付額	円		
第2期以後納付額	円		
納付額	全年前納分	本年前納分	円
報奨金	円	円	円

上記のとおり領収しました。  
奈良市 公営企業管理者

(この領収証書は、5年間保存してください。)

(裏)

奈良都市計画下水道事業 領収証書

年度 受益者負担金 (全年前納分)

奈良市企業局

前納取扱期限

年 月 日

上記のとおり取納しました。  
(奈良市企業局保証) 奈良市公営企業管理者

(前納取扱期限後、この納付書は使用できません。)

(4枚目)

(表)

○ 奈良都市計画下水道事業 領収証書  
年度 受益者負担金 (第1期分)

通知書番号  
地区  
負担区  
賦課年度  
第1期納付額  
延滞金  
合計  
納期  
年月日

奈良都市計画下水道事業 領収証書  
年度 受益者負担金 (第1期分)

郵便課 徴収 負担区 区分  
1 10 11 10 11 20  
延滞金 円 21  
受益者管理番号

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

上記のとおり領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(この領収証書は、5年間保存してください。)

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

上記のとおり領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(奈良市企業局保管) 奈良市公営企業管理者

(裏)

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

(注) 5枚目及び6枚目は、第2期分及び第3期分の領収証書・領収済通知書とし、当該様式は第1期分に準ずる

(3枚目)

(表)

○ 奈良都市計画下水道事業 領収済通知書  
年度 受益者負担金 (本年前納分)

通知書番号  
地区  
負担区  
賦課年度  
本年納付額  
第2期以後納付額  
報奨率  
前納報奨金  
差引納付額  
前納取扱期限  
年月日

奈良都市計画下水道事業 領収済通知書  
年度 受益者負担金 (本年前納分)

郵便課 徴収 負担区 区分  
1 10 11 10 11 20  
前納報奨金 円 21  
受益者管理番号

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

上記のとおり領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(この領収証書は、5年間保存してください。)

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

上記のとおり領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(奈良市企業局保管) 奈良市公営企業管理者

(裏)

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印

額取日付印  
額取日付印  
額取日付印





第8号様式（第10条関係）

受付

年 月 日

奈良市公営企業管理者

新受益者 住所 電話番号 ( ) 番 ④  
 旧受益者 住所 電話番号 ( ) 番 ④

下水道事業受益者変更届

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条の規定により、次のとおりお届けします。

土地の所在地	新受益者		土地の所有者	
	地番	地積 m <sup>2</sup>	変更年月日	新権利の種類
合計	筆数		理由	

- この届書は、所有権、借地権など権利の移転があったとき、速やかに提出することになっています。
- 届出のあった日までの負担金額は、旧受益者の負担になり、それ以後の納付額は新受益者の負担になります。
- 「土地の所有者」の欄には、土地の所有者（共有の場合は全員）が記名押印をしてください。

第9号様式（第11条関係）

受付

年 月 日

奈良市公営企業管理者

受益者 住所 電話番号 ( ) 番 ④

(選任) 届  
(変更) 届  
(廃止) 届

下水道事業受益者負担金納付管理人

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条の規定により納付管理人を次のとおり (選任) (変更) (廃止) しましたからお届けします。

土地の所在地	地目	積	備	考
		m <sup>2</sup>		

区分  選任  変更  廃止

納付人 住所 氏名 電話番号 ( ) 番 ④

概要（この欄に記入しないでください。）

第10号様式 (第12条関係)

奈良市公営企業管理者 受益者 (納付管理人) 住所 ( ) 番 氏名 ( ) 名 下水道事業受益者負担金受益者 (納付管理人) 住所変更届 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条の規定により、 受益者 (納付管理人) の住所に変更があったので、次のとおりお届けします。		日 月 年
区 分 住 所	<input type="checkbox"/> 受益者 <input type="checkbox"/> 納付管理人	番 電話 ( )
摘要 (この欄には記入しないでください。)		

(平成26年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例 (平成6年奈良市条例第33号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(建築物の延べ床面積)

第2条 条例第4条に規定する分担金の額の算定基準となる建築物の延べ床面積は、奈良市税条例 (昭和46年奈良市条例第12号) 第67条第1項に規定する家屋課税台帳等に記載された現況の床面積合計とする。ただし、これにより難いとき、又は公営企業管理者 (以下「管理者」という。) が必要と認めるときは、実測その他の方法によるものとする。

(受益者の申告)

第3条 条例第5条の規定により告示された賦課対象区域内に建築物を所有する者は、管理者の定める日までに農業集落排水事業受益者申告書 (別記第1号様式) を管理者に提出しなければならない。

2 同一の建築物について2人以上の所有者があるときは、代表者を定め、前項の申告書に当該所有者が連署して、代表者がこれを提出しなければならない。

(分担金の決定通知)

第4条 条例第6条第2項の規定による分担金の額及び納付期日 (以下「納期」という。) 等の通知は、農業集落排水事業分担金決定通知書 (別記第2号様式) によるものとする。

(分担金の納期等)

第5条 分担金の納期は、各年度の7月1日から同月末日までとし、各納期に納付すべき金額は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	納付額
第1年度	前条の分担金の額 (以下この表において「総額」という。) の3分の1 (1万円未満の端数は切り捨てる。)
第2年度	総額から第1年度分の納付額を控除した残額の2分の1 (1万円未満の端数は切り捨てる。)
第3年度	総額から上記2年度分の納付額を控除した残額

2 前項の規定により定められている納期の末日が日曜日又は土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期の末日とみなす。

3 管理者は、第1項の納期後、分担金の徴収を開始する

とき、その他特別の理由があるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めるものとする。

4 前3項の規定により各納期に納付する分担金の額の通知は、農業集落排水事業分担金納入通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（分担金の納期前納付）

第6条 受益者は、到来した納期に係る分担金を納付する場合において、当該納期後の納期に係る分担金と併せて納付することができる。

（分担金の徴収猶予）

第7条 条例第7条の規定により分担金の徴収の猶予を受けようとする者は、農業集落排水事業分担金徴収猶予申請書（別記第4号様式）に、その理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、農業集落排水事業分担金徴収猶予承認（却下）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 分担金の徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。  
（分担金の減免）

第8条 条例第8条の規定による分担金の減免を受けようとする者は、農業集落排水事業分担金減免申請書（別記第6号様式）に、その理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、農業集落排水事業分担金減免承認（却下）通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

3 分担金の減免を受けた者は、その減免の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 分担金の減免の基準は、別表第2のとおりとする。  
（受益者の変更の届出）

第9条 条例第9条の規定による受益者の変更があったときは、新旧受益者の一方又は双方が遅滞なく農業集落排水事業受益者変更届（別記第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

（納付管理人）

別表第1（第7条関係）

分担金徴収猶予基準

徴収猶予区分	猶予期間
1 震災若しくは風水害又は火災により建築物の20パーセント以上70パーセント未満が損壊し、又は焼損したとき。	2年以内
2 その他管理者が特に必要と認めたとき。	管理者が認める期間

第10条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しないときは、分担金の納付に関する事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから納付管理人を定め、遅滞なく農業集落排水事業分担金納付管理人（選任・変更・廃止）届（別記第9号様式）を管理者に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときにおいても、同様とする。

（住所等の変更の届出）

第11条 受益者又は納付管理人は、住所等を変更したときは、遅滞なく農業集落排水事業受益者（納付管理人）住所等変更届（別記第10号様式）を管理者に提出しなければならない。

（繰上納付）

第12条 管理者は、既に分担金の額の確定した受益者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、納付前であっても分担金を繰上納付させることができる。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納による滞納処分を受けるおそれがあるとき。
- (2) 強制執行を受けるおそれがあるとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 競売の開始を受けたとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。
- (7) 詐欺その他不正の手段により分担金の徴収を免れ、又は免れようとしたとき。

（不申告等による認定）

第13条 管理者は、この規程に規定する申告又は届出をすべき事項について、申告若しくは届出のない場合又はその内容が事実と異なると認めた場合においては、申告又は届出によらないで認定することができる。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第2 (第8条関係)

分担金減免基準

該当条項	減免の対象となる建築物	減免率等	
1 条例第8条第1号	公の生活扶助を受けている受益者の所有に係る建築物	100パーセント	
2 条例第8条第2号	集排事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の所有に係る建築物	提供された土地、物件、労力又は金銭に対応する範囲で管理者が認める率	
3 条例第8条第3号	前2号に掲げるもののほか、管理者において特に減免する必要があると認められる建築物	(1) 震災若しくは風水害又は火災によりその70パーセント以上が損壊し、又は焼損した建築物	未到来納期に係る分担金相当額
		(2) 条例第10条第1項の新たな建築物で、管理者が賦課対象建築物に代わるものと認めるもの	当該賦課対象建築物について納付すべき分担金相当額。ただし、当該新たな建築物に係る分担金の額を限度とする。
		(3) その他管理者が特に必要と認めた建築物	管理者が認める率

別記

第1号様式 (第3条関係)

地 区	番 号	農 業 集 落 排 水 事 業 受 益 者 申 告 書	年 月 日
奈良市公営企業管理者		受益者 (代表者)	
		住所 氏名 ( )	
		電話 ( )	

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第3条の規定により、次のとおり申告します。

建 築 物 所 在 地	種 類	延 べ 床 面 積	共 有 者		
			住 所 氏 名	印	
		m <sup>2</sup>			

建 築 物 の 種 類	ア	住居	食料品製造・飲食・理容・宿泊施設
	イ	集会所	学校・社会福祉施設
	ウ	茶工場	その他 ( )
	エ	集合住宅 (世帯分)	

第3号様式 (第5条関係)

(1枚目)

(表)

年度 農業集落排水事業分担金納入通知書

受益者住所・氏名 様 〒	奈良市企業局
-----------------	--------

通知書番号	年度	年度	年度	年度	年度
賦課年度	分担金額	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円

年度 納付額 円 年 月 日  
 納期限 年 月 日

(裏面の金融機関で納めてください。)

(裏)

(納付場所)

奈良市企業局出納取扱金融機関  
 奈良市企業局収納取扱金融機関  
 奈良市企業局

第2号様式 (第4条関係)

農業集落排水事業分担金決定通知書

年 月 日

受益者住所氏名 様

奈良市公営企業管理者 君

次のおり分担金を決定したので、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第6条第2項の規定により通知します。

通知書番号	分担金算出基礎			更正額 (既納額)	差引分担額
	1 建築物の 分担金の額	戸数又は 世帯数	分担金額		
No. _____	200,000円		円	円	円
	400,000円		円	円	円
	600,000円		円	円	円

分担金決定額 円

年	年度	納	期	納	付	額
	年度					円
	年度					円
	年度					円

(3枚目)

(表)

農業集落排水事業 領収証書 年度分 担金 (本年度分)		農業集落排水事業 領収証書 年度分 担金 (本年度分)	
通知書番号	賦課年度	通知書番号	賦課年度
款 項	納 付 額	基本的収入	納 付 額
目 節	納 期 限	負担金等	納 期 限
細節		農業集落排水事業分担保金	
		農業集落排水事業分担保金	
本年度納付額	年 月 日	本年度納付額	年 月 日
納 期 限		納 期 限	

領収日付印



上記のとおり  
領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(この領収証は、5年間保存してください。)

領収日付印



上記のとおり  
領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(奈良市企業局保管)

(裏)

領収日付印



奈良市企業局印  
金 庫 機 関 部 ( 総 務 課 )

(2枚目)

(表)

農業集落排水事業 領収証書 年度分 担金 (一括納付分)		農業集落排水事業 領収通知書 年度分 担金 (一括納付分)	
通知書番号	賦課年度	通知書番号	賦課年度
款 項	納 付 額	基本的収入	納 付 額
目 節	納 期 限	負担金等	納 期 限
細節		農業集落排水事業分担保金	
		農業集落排水事業分担保金	
差引納付額	年 月 日	差引納付額	年 月 日
納 期 限		納 期 限	

領収日付印



上記のとおり  
領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(この領収証は、5年間保存してください。)

領収日付印



上記のとおり  
領収しました。  
奈良市  
公営企業管理者  
(奈良市企業局保管)

(裏)

領収日付印



奈良市企業局印  
金 庫 機 関 部 ( 総 務 課 )

第4号様式(第7条関係)

農業集落排水事業分担金徴収猶予申請書

奈良市公営企業管理者

受益者  
住所氏名 ㊦

(署名の場合は、押印は不要です。)

電話 ( )

年 月 日

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

建 築 物 の 所 在 地	延べ床面積 ㎡	理 由

※ 調査事項(この欄には記入しないでください。)  
奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第7条第 号の該当者

調査員 ㊦

第5号様式(第7条関係)

農業集落排水事業分担金徴収猶予承認(却下)通知書

奈良市公営企業管理者 ㊦

受益者  
住所氏名 様

年 月 日付けの申請について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 事 項	承 認	却 下
建築物の所在地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
延べ床面積 ㎡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建築物の所在地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
延べ床面積 ㎡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

区分 期別	分 担 金 納 付 額	猶 予 決 定 額	
		猶 予 額	納 期
年度			
年度			
年度			
合 計			

却下の場合の理由

.....

.....

第6号様式(第8条関係)

農業集落排水事業分担金減免申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

受益者  
住所 氏名 (印)  
(署名の場合は、押印は不要です。)  
電話 ( )

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

建築物の所在地	延べ床面積 ㎡	理由	由

※ 調査事項(この欄には記入しないでください。)  
奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第8条第 号の該当者

調査員 (印)

第7号様式(第8条関係)

農業集落排水事業分担金減免承認(却下)通知書

年 月 日

奈良市公営企業管理者 (印)

受益者  
住所 氏名 様

年 月 日付けの申請について、次のとおり決定したので通知します。

決定事項	承認	却	下
建築物の所在地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	延べ床面積(㎡)
			減免率(%)
			減免額(円)
			差引分担金(円)

却下の場合の理由

-----

-----

-----

第8号様式 (第9条関係)

農業集落排水事業受益者変更届

奈良市公営企業管理者

年 月 日

新受益者  
住所氏名 ( ) ㊟  
電話番号 ( )

旧受益者  
住所氏名 ( ) ㊟  
電話番号 ( )

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第9条の規定により、次のとおりお届けします。

新受	受益者	共有者	
		住	氏名
建築物の所在地	変更年月日	住	氏名
延べ床面積 ㎡			印

- 1 この届書は、所有権の移転があったとき、速やかに提出することになります。
- 2 届出のあった日までの納付額は旧受益者の負担になり、それ以後の納付額は新受益者の負担になります。

第9号様式 (第10条関係)

農業集落排水事業分担金納付管理人  
(選任・変更・廃止) 届

奈良市公営企業管理者

年 月 日

受益者  
住所氏名 ( ) ㊟  
電話番号 ( )

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第10条の規定により納付管理人を次のとおり (選任) (変更) (廃止) しましたからお届けします。

建築物の所在地	延べ床面積 ㎡	備考

区分	<input type="checkbox"/> 選任	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 廃止
納付管理人	住所等	電話番号 ( )	
	氏名	( ) ㊟	

摘要 (この欄には記入しないでください。)

第10号様式 (第11条関係)

農業集落排水事業分担金受益者 (納付管理人) 住所等変更届

奈良市公営企業管理者

受益者  
住所氏名 (署名の場合は、押印は不要です。)  
電話 ( )

年 月 日

受益者 (納付管理人) の住所等に変更があったので、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程第11条の規定により、次のとおりお届けします。

区分	分	<input type="checkbox"/> 受益者	<input type="checkbox"/> 納付管理人
旧住所	等		
新住所	等		電話 ( )

摘要 (この欄には記入しないでください。)

(平成26年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

奈良市企業局会計規程を次のように定める。  
平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市企業局会計規程

目次

- 第1章 総則 (第1条—第14条)
- 第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目
  - 第1節 伝票 (第15条—第19条)
  - 第2節 帳簿 (第20条—第22条)
  - 第3節 勘定科目 (第23条)
- 第3章 金銭会計
  - 第1節 通則 (第24条—第28条)
  - 第2節 収入 (第29条—第43条)
  - 第3節 支出 (第44条—第60条)
  - 第4節 振替 (第61条—第63条)
  - 第5節 預り金及び預り有価証券 (第64条—第66条)
- 第4章 たな卸資産
  - 第1節 通則 (第67条—第69条)
  - 第2節 出納及び実地たな卸 (第70条—第78条)
- 第5章 固定資産
  - 第1節 通則 (第79条—第82条)
  - 第2節 取得 (第83条—第87条)

第3節 管理及び処分 (第88条—第92条)

第4節 減価償却 (第93条—第96条)

第6章 リース会計 (第97条)

第7章 引当金 (第98条—第100条)

第8章 報告セグメント (第101条)

第9章 予算 (第102条—第114条)

第10章 決算 (第115条—第121条)

第11章 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の事務 (第122条—第124条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方公営企業法 (昭和27年法律第292号。以下「法」という。) 第10条及び地方公営企業法施行規則 (昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。) 第2条の規定により、水道事業及び下水道事業 (以下「水道事業等」という。) の会計事務に関する基準並びに手続を定め、事業の能率的な運営と適正な経理を確保することを目的とする。

第2条 水道事業等の会計に関しては、法令及び条例その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計事務処理の原則)

第3条 水道事業等の会計は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、一般に慣用される企業会計の原則に従い計理事務を行わなければならない。

(主管課長の定義)

第4条 この規程において「主管課長」とは、奈良市企業局組織規程（平成26年奈良市水道局管理規程第2号）に定める課長をいう。

(事業年度)

第5条 この会計における事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(企業出納員)

第6条 法第28条第2項の規定に基づき命ずる企業出納員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 経理課長
- (2) 経理課主幹
- (3) 経理課長補佐

(出納事務の委任)

第7条 公営企業管理者は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事務を経理課長である企業出納員に委任する。ただし、経理課長に事故あるとき又は欠けたときは、経理課主幹又は経理課長補佐である企業出納員に委任する。

- (1) 現金及び有価証券を収納し、又は支払うこと。
- (2) 小切手を振り出すこと。
- (3) 取引同一銀行内で預金種目を振り替えること。

(現金取扱員の設置)

第8条 水道事業等に係る金銭の出納その他の会計事務を処理させるため、現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、次に掲げる課等の職員（再任用職員、非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。）及び公営企業管理者が特に必要と認めた者をもって充てる。

- (1) 経理課
- (2) 料金お客様課
- (3) 下水道総務課
- (4) 下水道維持課
- (5) 東部上下水道管理課
- (6) 前5号に定めるもののほか、公営企業管理者が特に必要と認めた課

3 現金取扱員は、次に掲げる事務を取り扱うものとする。

- (1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）及びその他の収入金の徴収
- (2) 公営企業管理者が必要と認めた箇所における現金の取扱い

(現金取扱員の取扱現金の限度額)

第9条 現金取扱員が取り扱う現金の限度額は1日100万円以内とする。ただし、公営企業管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

(資産の善管注意義務)

第10条 企業出納員、現金取扱員及び固定資産取扱員は、その保管する金銭、固定資産及びその他の物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 前項に掲げる者は、善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る資産を損傷し、又は亡失した場合は、その損害賠償の責めに任じなければならない。

(私金との混合禁止)

第11条 企業出納員及び現金取扱員並びに資金前渡を受けた者は、その取扱いに係る公金を私金と混同してはならない。

(金融機関の出納事務取扱)

第12条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、水道事業等の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に取り扱わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を奈良市企業局出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を奈良市企業局収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(入札保証金等の率及び額)

第13条 水道事業等の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額については、奈良市企業局契約に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第2号）の定めるところによる。

(様式)

第14条 この規程について必要な会計帳簿等の名称及び様式は、別に定める。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

(伝票の作成)

第15条 水道事業等に係る取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づき、電子計算機により会計伝票（以下「伝票」という。）を作成するものとする。

(伝票の種類)

第16条 伝票の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入金伝票
- (2) 戻入命令書
- (3) 支出命令書
- (4) 支出負担行為書兼支出命令書
- (5) 還付命令書
- (6) 振替伝票
- (7) 出金伝票（支払伝票一覧）

(伝票の発行)

第17条 入金伝票、戻入命令書、支出命令書及び支出負担行為書兼支出命令書並びに還付命令書は、現金の収入又は支出の都度、1件ごとに発行しなければならない。ただし、水道料金等の収入及びこれに類する小額の多件数による収入及び支出にあつては、その証拠書類に基づき一括して発行することができる。

2 次の各号に掲げる場合の収入及び支出は、その都度、振替伝票を発行しなければならない。

- (1) 各勘定間又は勘定内の収入及び支出の場合
- (2) 科目の更正及び決算整理のため必要な場合
- (3) 一部現金の伴う取引発生の場合
- (4) その他現金の収入及び支出が直ちに伴わない取引発生の場合

(伝票の整理)

第18条 伝票は、事前に管理者の決裁を受けるものとし、その原票は、入金伝票及び戻入命令書並びに振替伝票は主管課において、支出命令書、支出負担行為書兼支出命令書及び還付命令書並びに出金伝票(支払伝票一覧)は当該証拠となるべき書類とともに経理課において、それぞれ保管整理するものとする。

2 過誤又はその他の事由により、取引を取り消し又は訂正する場合は、取消し又は訂正の伝票を発行しなければならない。

(日計表の作成)

第19条 経理課長は、第15条の規定に基づき作成された伝票により毎日日計表を作成し、保存しなければならない。

### 第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第20条 水道事業等に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

(1) 主要簿

ア 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 予算総括簿

イ 予算整理簿

ウ 現金預金出納簿

エ 企業債台帳

オ 前払金整理簿

カ 預り金整理簿

キ 貸付金整理簿

ク 伝票整理簿

ケ 収納台帳

コ 未収入台帳

サ 調定(増減)簿

シ 貯蔵品入出庫整理簿

ス 固定資産台帳

セ 工事台帳

2 前項の帳簿のうち、主要簿を除くその他の帳簿は、経理上やむを得ないと認めた場合においては、一部を省略し、必要ある場合は別に補助簿を定めることができる。

(帳簿の記載)

第21条 帳簿は、伝票及び証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

2 総勘定元帳は、細節別(項、目又は節までの科目は、それぞれ項、目又は節別)に口座を設け、電子計算機により作成するものとする。

3 総勘定元帳を除く帳簿は、必要によりその種別ごとに別冊とすることができる。

(帳簿の照合)

第22条 相互に関係のある帳簿は、随時照合しなければならない。

### 第3節 勘定科目

(勘定科目)

第23条 水道事業等の計理は、資産勘定、資本勘定、負債勘定、収益勘定及び費用勘定とその他必要な整理勘定を明確に区分し、整理しなければならない。

2 前項に規定する各勘定科目は、当該年度の予算科目等により管理者が定めるものとする。

## 第3章 金銭会計

### 第1節 通則

(金銭の定義)

第24条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、小切手及びこれらに替わるべき証書をいう。

(金銭の出納)

第25条 金銭の出納は、証拠書類を添付した伝票によるほか、これを行うことができない。ただし、収納にあつては事後承認を受けることができる。

(金銭の保管)

第26条 水道事業等の会計に属するすべての金銭は、出納取扱金融機関又は管理者が指定する金融機関に預け入れて保管しなければならない。ただし、管理者が自ら保管し又は企業出納員に保管させることを適当とするものは、この限りでない。

2 企業出納員が、前項の管理者が指定する金融機関と預金取引を開始しようとする場合は、あらかじめ管理者の決裁を受けなければならない。

(金銭の照合)

第27条 公金は、日々その在高を帳簿と照合しなければならない。

2 企業出納員は、預金について、出納取扱金融機関の作成した現金出納日報と関係帳簿を照合しなければならない。

(金銭の過不足及び盗難亡失の報告)

第28条 現金預金につき過不足を生じた場合は、企業出納員は遅滞なくその原因を明らかにし、管理者に報告しなければならない。

2 企業出納員及び資金前渡を受けた者又は現金取扱員は、自己の保管に係る現金について盗難又は亡失等の事実を発見したときは、遅滞なくその詳細を管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

### 第2節 収入

(収入の調定)

第29条 収入の調定は、主管課長が行い、管理者の決裁を受けなければならない。

2 収入の調定をするときは、その根拠、所属年度、収入科目、金額及び納入義務者等を明らかにしなければならない。

(納入通知書及び納付書の送付)

第30条 管理者は納入通知書により収入すべきもので、納期の定めあるものについては遅くとも納期日の5日前までに、随時の収入についてはその都度、納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。

2 納付書により収入すべきものについては、納入義務者に対して納付書を送付する。

3 調定又は納入通知書及び納付書の発行前に収入金を受領したときは、その都度収納調定すると同時に収入の手続をしなければならない。

(納入通知書の再発行)

第31条 主管課長は、納入義務者から納入通知書を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けた場合は、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「再交付」と記載して納入通知書作成者の印を押印し、当該納入義務者に送付しなければならない。

(口座振替の方法による納入通知書の発行)

第32条 主管課長は、納入義務者から地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の2の規定により口座振替の方法によって納付する旨の申出があったときは、その申出に係る出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関にあらかじめその旨通知するとともに、これらの機関に当該納入通知書を送付しなければならない。ただし、記憶媒体による口座振替処理の場合は、収納の内容を記録した記憶媒体を納入通知書とみなして処理することができる。

(領収書の交付)

第33条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、金銭の納付を受けたときはそれぞれの収納印を押印し、納付者に領収書を交付しなければならない。ただし、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が口座振替の方法により水道料金等を収納した場合は、「水道ご使用水量等のお知らせ」票中の上水道料金、下水道使用料振替済のお知らせをもってこれに替えることができる。

2 収納印は、別記様式によるものとし、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の収納印は、一般営業用として使用している印とする。

(収納金の取扱)

第34条 現金取扱員は、金銭を収納した場合は、その内訳を示す書類を添え、入金伝票を発行し、当該収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、翌日に引き継ぐことができる。

2 企業出納員は、前項の規定により引き継ぎを受けた収入金及び自ら収納した収入金を、当該出納した日のうちに公金払込書により出納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、翌日に払い込むことができる。

3 企業局本庁舎以外において収納した収入金については、前項の規定にかかわらず現金取扱員が出納取扱金融機関に払い込むことができる。

(収入済の通知)

第35条 企業出納員は、出納取扱金融機関から収入済の通知を受けたとき、又は前条第1項の規定により収入金の引き継ぎを受けたときは、直ちに主管課長に通知しなければならない。

2 主管課長は、前項の収入済の通知に基づいて入金伝票

を発行するとともに、関係帳簿等を整理しなければならない。

(収入の審査)

第36条 主管課長は、収納担当職員において収納した収入金については、納入通知書、公金払込書及び収入日報その他関係証拠書類を相互に照合し、金銭の正確を検査しなければならない。

(収納台帳の整理)

第37条 主管課長は、水道料金等及びその他収入金を収納したときは、それぞれの収納台帳に収入済年月日を記入の上、証印をしなければならない。ただし、電子計算機において収納処理されているものについては、この限りでない。

(還付)

第38条 主管課長は、水道料金等、その他収入金の過誤納金及び給水工事概算金等の戻しをしようとするときは、還付請求書に基づき、還付命令書を発行しなければならない。

2 その他の前受金等の精算還付についても、前項の手続を経て主管課長において支出命令書を発行しなければならない。

3 保証その他預り有価証券の還付については、交付した預り書下段の領収欄に領収の旨を付記させ、これと引換えに証券を還付しなければならない。

4 前3項の収入の払戻しをするときは、それぞれ収納した科目から支払の例により行わなければならない。

(調定の更正及び収入欠損の処分)

第39条 未収収益その他の不納欠損処分についてはその内容を記入した調書を、調定の増減額にあつては調定(増減)簿を主管課長において作成しなければならない。この場合、主管課長は、未収入台帳の調定の更正をするとともに収納台帳の更正手続をしなければならない。

(年、月分割収入)

第40条 年度契約又は月分割収入するものにあつては、振替伝票の発行者は、収入の根拠となる契約書又は別紙添付の上、収入経過を明示しなければならない。

(小切手による納付)

第41条 水道料金等、その他の納入は、小切手をもってすることができる。ただし、次の各号の条件を備えなければならない。

- (1) 持参人払式又は記名式持参人払のもの
- (2) 手形交換所加盟金融機関又はこれに代理交換を委託している金融機関を支払人とするもの
- (3) 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の所在する市町村を支払地と定めたもの
- (4) 納付金額に対して小切手金額が超過しないもの
- (5) 振出日時から起算して10日を経過しないもの

2 前項各号の条件を備えないもの及びその小切手の支払が確実でないとするものについては、その受領を拒絶しなければならない。

3 企業出納員及び現金取扱員は、小切手による納付を受

けた場合は、奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和55年奈良市水道局告示第9号）本則各項（第6項から第10項までを除く。）、奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第23条、奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第3号）第11条、奈良都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）第5条及び奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第8号）第5条に掲げる書類の各片の余白にその旨を表示しなければならない。

4 前項の規定は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が小切手による納付を受けた場合について準用する。  
(支払の拒絶通知)

第42条 企業出納員は、納付のあった証券について支払の拒絶があった旨の通知を出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関から受けたときは、直ちにその旨を主管課長に通知しなければならない。

(釣銭の保管)

第43条 企業出納員及び現金取扱員は、水道料金等及びその他収入金の徴収上釣銭を必要とする場合は、管理者が見積もった相当金額を保管することができる。

### 第3節 支出

(支出負担行為の手續)

第44条 主管課長は、主管事項について経費その他の支払の事由が発生する行為については、別表に定める支出負担行為の整理区分に従い、支出負担行為書又は支出負担行為書兼支出命令書を電子計算機により作成し、管理者の決裁を受けるものとする。

2 主管課長は、前項の経費その他の支払をしようとするときは、債権者及び勘定科目ごとに作成した支出命令書及び支出負担行為書又は支出負担行為書兼支出命令書に債権者からの請求書及びその他証拠となるべき書類を添えて、企業出納員に送付しなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させるのが困難な場合及び特別な事由がある場合は、支払調書又は仕訳書をもって請求書に代えることができる。

3 企業出納員は、前項の支出命令書及び証拠となるべき書類等の送付を受けたときは、勘定科目、所属年度、債権者の正誤、予算の有無及び目的の適否等を調査確認しなければならない。

4 主管課長は、給料、手当等、法定福利費、電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、一定の期間を画して購読する新聞雑誌等の購読料又は旅費の負担行為の決定については、支出負担行為書兼支出命令書によりこれを行うことができる。

(請求書、支払調書及び仕訳書の記載事項)

第45条 支出命令書、支出負担行為書兼支出命令書又は還付命令書に添付すべき請求書、支払調書又は仕訳書には、債権者の住所、氏名（単に屋号、商店名又は会社名のみ

の記載ではなく、必ず個人の氏名又は法人の場合は代表者の氏名)、金額及び次に掲げる区分により計算の基礎を明らかにした内訳を記載し、請求書には債権者に押印させなければならない。

(1) 諸給与金

ア 給与、報酬、費用弁償に関するもの  
職、氏名、支給額等

イ 退職年金、退職一時金、退職給与金に関するもの  
旧職、氏名、支給額等

ウ 遺族年金、遺族一時金に関するもの  
死亡者の旧職、氏名、支給額、死亡者の関係等

エ 旅費  
用務、旅行先、路程、概算額、職氏名等

(2) 工事請負代金に関するもの

工事名、工事場所、着手及び竣工年月日、工事費内訳書等

(3) 労務に関するもの

工事名、就労場所、期間、人員、氏名、支給額等

(4) 物件の購入及び修繕代金に関するもの

用途、名称、種類、品位、数量、単価、納品書、物品検査証等

(5) 土地買収費等、物件移転料及び損害賠償に関するもの

工事名又は用途、所在地、名称、面積、不動産移転登記済年月日等

(6) 企業債費に関するもの

名称、記号、元本、利率、期間等

(7) 土地物件借受料及び使用料に関するもの

所在地、期間、用途、面積、単価

(8) 補助金、交付金、負担金、手数料、保険料に関するもの

事由、指令番号、年月日等

(9) 収入払戻に関するもの

払戻請求の理由

(支払の執行)

第46条 支払は、企業出納員が小切手を振り出して行うものとする。ただし、職員に支給する給与等に係る支払をするとき及び債権者から申し出があったときは、現金により支払うことができる。

2 企業出納員は、前項に規定する現金払をしたときは、その支払額合計の小切手を出納取扱金融機関に交付し、保管現金の補充をしなければならない。

3 小切手は、記名式又は無記名式持参人払とし、その取扱については、次の各号に定めるところによる。

(1) 小切手は、支出命令書、支出負担行為書兼支出命令書又は還付命令書に基づき振り出すこと。

(2) 小切手は、正確明瞭に記載し、表示金額はチェックライターにより刻印すること。

(3) 小切手は、受取人に交付するときに押印し、切り離すこと。

(4) 小切手の金額その他記載事項は、訂正しないこと。

(5) 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を引いた上、廃棄と朱書きし、小切手帳に残すこと。

4 企業出納員は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書により出納取扱金融機関に通知しなければならない。

5 企業出納員は、毎月末に振出し小切手の未払高を調査しなければならない。

6 企業出納員は振出し日付から1年を経過し、まだ支払を終わらない小切手については、出納取扱金融機関からの通知により、その旨を確認しなければならない。

(債権者の領収印)

第47条 債権者の領収印は、契約書及び請求書に使用したものと同一の印鑑でなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事由により改印を申し出たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、企業出納員は印鑑を証明すべき書類を徴しなければならない。

(諸給与金の受領代理)

第48条 主管課長は、その所属職員の給料その他諸給与金の請求及び領収については、所属職員の中から適当と認める者(本条において「代理人」という。)を選定し、これに代理させることができる。

2 代理人が転退職その他の事故により委任事務が不能となった場合においては、速やかに前項により新たに代理人を選定しなければならない。

3 主管課長は、前2項により代理させた場合においては、次の各号によらなければならない。

(1) 代理人の職氏名及び印鑑を企業出納員を経て管理者に報告すること。

(2) 委任状は1事業年度ごとに作成すること。

4 代理人は、第8条に規定する現金取扱員になり得ないものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(資金前渡)

第49条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 即時支払をしなければ調達不能又は困難な用品の購入費及び修繕費

(2) 管理者が特に必要と認める経費

(前渡金の取扱い)

第50条 資金前渡を受けた者は、前渡金精算帳を備え、その都度整理しなければならない。

2 管理者は、必要に応じ証拠書類又は前渡金精算帳につき随時調査し、又は報告させることができる。

(前渡金の精算)

第51条 資金前渡を受けた者は、次に掲げる区分によって精算しなければならない。

(1) 常時又は毎月必要とする前渡金にあつては、支払に要する見積、概算額を査定し端数のない定額を前渡し、

前渡を受けた者は、支払の都度前渡金精算帳に整理記入の上、毎月分を集計し、振替伝票及び支払精算書若しくは還付何書を作成し証拠書類とともに翌月5日までに管理者に提出しなければならない。この場合、管理者は、その支払額と同額だけ補充し、出納上の誤りのないようにしなければならない。

(2) 前号に該当しないものにあつては、その用務又は事件終了後5日以内に振替伝票及び支払精算書を作成し、証拠書類を添え、前号に準じて提出しなければならない。

2 前渡金の精算残金は、精算と同時に振替伝票を作成し、所定の手続を経て返納しなければならない。ただし、前項第1号に該当するものについてはこの限りでない。

3 前2項による精算の終わっていない者は、第49条各号に掲げる経費と同一の経費については重ねて資金の前渡を受けることができない。

(前渡金精算の更正又は返納)

第52条 管理者は、前渡した資金の用途がその交付の目的と相違すると認めた場合は、精算の更正又は返納を要求することができる。

(概算払)

第53条 令第21条の6第5号の規定により概算払することができる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 概算で支払をしなければ契約をしがたい諸経費

(前金払)

第54条 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 旅費

(概算払及び前金払の精算)

第55条 概算払又は前金払を受けた者は、その用件終了後直ちに支払精算書及び振替伝票を作成し、証拠書類とともに管理者に提出し、精算の手続をしなければならない。ただし、職員に支給する旅費については、資金に残金又は不足を生じた場合のほか、支払精算書の提出を要しない。

(口座振替の方法による支払)

第56条 令第21条の10の規定により管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)のほか出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 企業出納員は、令第21条の10の規定により、債権者から債権振替先金融機関、振替先預金口座及び振替金額を明記した請求書に基づいて口座振替の方法により支出しようとする場合は、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座及び振替金額を通知して行わなければならない。この場合には、出納取扱金融機関から口座振込済通知書を徴し、これを領収書とみなして処理することができる。

(立替払)

第57条 事務処理上緊急やむを得ない小額の経費は、一時立替払をすることができる。この場合は、債権者から受

領の旨を明記証印させた後支払をし、速やかに立替払明細書を添え、支払の例により必要な手続をしなければならない。

(支出命令書の表示及び帳簿の整理)

第58条 支出命令書には、資金前渡概算払(精算を含む)前金払等の区別を表示しなければならない。

2 企業出納員は、前項の支出命令書を受理したときは、資金前渡及び概算払にあつては帳簿にそれぞれの内容を記入しなければならない。

(過誤払の戻入)

第59条 支払の誤払又は過払となった金額は、それぞれこれを支出した科目に戻入しなければならない。この場合においては、企業出納員は、戻入命令書を作成の上、その内容を記載した証拠書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(年払、分割払)

第60条 年度契約による支払及び分割払をするものにあつては、支出命令書の発行者はその支払の根拠となる契約書又は別紙に支払経過を明示した支出命令書を発行しなければならない。

#### 第4節 振替

(科目の振替)

第61条 主管課長は、主管事項について科目振替の事由発生後、遅滞なく振替伝票により管理者の決裁を受けなければならない。

2 前項の振替伝票の摘要欄には、振替の事由、事実発生の時期その他必要な事項を記載しなければならない。

(未収入金の振替)

第62条 主管課長は、第39条の規定により、調定(増減)簿を作成したときは、未収入勘定へ振り替えるための振替伝票を発行しなければならない。

(未払金又は未払費用)

第63条 主管課長は、債権者から請求書を受理し、事業年度末に支払が完了しないものについては、第44条第2項の規定にかかわらず、未払金へ振り替えなければならない。

#### 第5節 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第64条 企業出納員は、保証金その他水道事業等の収入に属さない金銭を受け入れた場合は、これを預り金として、次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税
- (3) その他預り金

(預り有価証券)

第65条 企業出納員は、水道事業等の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

(預り金・預り有価証券の受入れ、払出し)

第66条 預り金の受入れ及び払出しは、収入及び支出の例により行わなければならない。

2 預り有価証券を受け入れた場合は預り書を発行し、当該預り有価証券の還付については、第38条第3項によらなければならない。

#### 第4章 たな卸資産

##### 第1節 通則

(たな卸資産の範囲及び所管)

第67条 この規程において「たな卸資産」とは、たな卸経理を行う次に掲げる資産をいう。

- (1) 量水器
- (2) 薬品(ただし、排水処理及び水質試験に要するものを除く。)

2 前項第2号に定めるたな卸資産の区分の細目は、別に管理者が定める。

3 第1項に定めるたな卸資産のうち、量水器は経営部料金お客様課(以下この章において「料金お客様課」という。)、薬品は上水道部浄水課(以下この章において「浄水課」という。)の所管とする。

(たな卸資産の出納及び保管)

第68条 たな卸資産の出納及び保管事務を取り扱わせるため、たな卸資産取扱員を置く。

2 量水器のたな卸資産取扱員は料金お客様課長が、薬品のたな卸資産取扱員は浄水課長が、それぞれ当該所属職員の中から指名する者をもって充てる。

(たな卸資産の貯蔵)

第69条 料金お客様課長及び浄水課長(以下この章において「所属長」という。)は、常に業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

##### 第2節 出納及び実地たな卸

(購入)

第70条 所属長は、たな卸資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。ただし、管理者は、その予定価格により奈良市企業局事務専決規程(昭和41年奈良市水道局管理規程第2号)に定める支出負担行為の決定の額に準じて専決させることができる。

- (1) 購入しようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

(受入価額)

第71条 たな卸資産の受入価額は、購入に要した価額とする。

(検収及び受入れ)

第72条 たな卸資産取扱員は、たな卸資産が納入されたときは、当該たな卸資産を検収しなければならない。

2 たな卸資産取扱員は、検収が完了したときは、入庫明細書によって当該たな卸資産の入庫状況を所属長に報告しなければならない。

(貯蔵品の範囲)

第73条 この規程において「貯蔵品」とは、前条に定める検収が完了したたな卸資産をいう。

(払出価額)

第74条 貯蔵品の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第75条 たな卸資産取扱員は、貯蔵品を使用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した出庫明細書によって当該使用しようとする貯蔵品の払出しについて所属長の承認を受けなければならない。

- (1) 払出しをしようとする貯蔵品の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) その他必要と認められる事項

(貯蔵品入出庫整理簿)

第76条 たな卸資産取扱員は、貯蔵品現在高を明らかにするため、量水器については口径毎に、薬品については薬品名毎に貯蔵品入出庫整理簿を備え、これに入庫及び出庫の単価、数量及び金額を記載しなければならない。

2 たな卸資産取扱員は、前項に定める貯蔵品入出庫整理簿の残高を総勘定元帳と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(不用品の処分)

第77条 たな卸資産取扱員は、貯蔵品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、所属長は、当該不用品を売却しなければならない。ただし、所属長は、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

(実地たな卸)

第78条 たな卸資産取扱員は、毎事業年度末実地たな卸を行い、その結果に基づいてたな卸明細表を作成しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、たな卸資産取扱員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。この場合においても、たな卸資産取扱員は、その結果に基づいてたな卸明細表を作成しなければならない。

3 前2項の規定により実地たな卸を行う場合は、所属長は、たな卸資産取扱員以外の職員を立ち合わせなければならない。

4 所属長は、実地たな卸を行った結果を、たな卸明細表を添えて、管理者に報告しなければならない。

## 第5章 固定資産

### 第1節 通則

(固定資産の定義)

第79条 この規程において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及

び装置、車両運搬具、量水器(布設)、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の器具及び備品、リース資産、建設仮勘定

(2) 無形固定資産 水利権その他これに類する権利、施設利用権、リース資産

(3) 投資資産 投資有価証券、長期貸付金、特定基金(管理機関)

第80条 経営部長は、取得した固定資産の所属を定めなければならない。

2 主管課長は、その主管に属する固定資産を管理し、経営部長はこれを総括する。

3 主管課長は、その主管に属する固定資産について固定資産取扱員を置き、その管理事務を取り扱わせるものとする。

4 主管に属する固定資産を他に使用許可し又は貸し付ける場合、主管課長は、その都度経営部長を経て管理者の決裁を得なければならない。

(維持、保存及び取締)

第81条 経営部長は、前条の事務を掌るため、必要があると認めるときは、主管課長に対し固定資産に関する報告を求め、実地調査を行い、又は必要な措置をすべきことを求め、その維持保存について取締りをしなければならない。

(帳簿の整理)

第82条 経理課長は、固定資産台帳を備え、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

2 主管課長は、その主管に属する固定資産について、その関係書類及び図面等を備え、常にその現状を明らかにし、その維持保存及び運用について把握しなければならない。

3 経理課長は、少なくとも年1回固定資産台帳と前項の関係書類及び図面等を照合し、その一致を確認しなければならない。

### 第2節 取得

(取得価額)

第83条 固定資産の取得価額は、次の各号によりこれを定める。

- (1) 購入によるものは購入価額とする。
- (2) 工事又は製作によるものは、その取得に要した直接費及び間接費の額とする。
- (3) 無償で譲り受けたものその他各号以外によるものは、適正な見積額とする。

(建設工事)

第84条 主管課長は、建設(増設、改良を含む。)工事を施行しようとするときは、次に掲げる事項を具し、管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 工事を必要とする事由
- (2) 仕様書及び図面
- (3) 支出科目
- (4) 工事方法

(5) 工事設計書及びその他参考となる事項  
(建設工事等の完了)

第85条 主管課長は、その主管に属する建設改良又は修繕等の工事が竣工又は完了した場合は、速やかに工事精算書を作成するとともに、その工事に要した間接費を配分した工事竣工報告書を経理課長に送付しなければならない。

(取得手続)

第86条 主管課長は、前条の規定による取得のほか、その他の固定資産を取得したときは、遅滞なく登録又は登記等に必要の手続をとり、関係書類を添え経営部長に送付しなければならない。

2 土地の取得（寄付による取得を含む。）については、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 売買契約書（寄付の場合は寄付申込書）
- (2) 登記簿謄本
- (3) 関係図面

(未竣工工事)

第87条 主管課長は、年度末において未竣工の建設工事があり、その工期が1事業年度を超えることになるものがある場合には、工事未竣工報告書を作成し、経理課長を経て経営部長に送付しなければならない。この場合において、経理課長は、固定資産中建設仮勘定に振り替えるための振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の建設工事が完了した場合には、主管課長は、第85条の規定により速やかに建設仮勘定の精算をしなければならない。

### 第3節 管理及び処分

(除却)

第88条 固定資産の滅失又は撤去工事（新設、増設等に起因するものを除く。）を行う場合の当該経費は、固定資産除却費で支出するものとする。

(不用固定資産)

第89条 主管課長は、事業上不用又はその用途に使用することができなくなった固定資産については、種目変更又は売却の手続をしなければならない。

(異動報告)

第90条 主管課長は、固定資産の用途変更所管替により異動を生じた場合は、固定資産異動報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第91条 主管課長は、天災その他の事由により、その主管に属する固定資産の滅失又は損傷を発見したときは、遅滞なく事故報告書を作成し、経理課長を経て管理者に報告しなければならない。

(廃棄及び処分手続)

第92条 主管課長は、その主管に属する固定資産が損傷その他のため用途を喪失したときは、廃棄することができる。

2 前項により廃棄する場合は、速やかに固定資産除却何を作成し経理課長を経て管理者の決裁を受けなければ

ならない。

3 経理課長は、当該固定資産の除却額を損費に計上しなければならない。ただし、償却資産のときは、これに対する減価償却済額に相当する額と減価償却累計額を減額して整理し、差額のみを損費に計上する。

### 第4節 減価償却

(減価償却)

第93条 固定資産のうち土地、立木及び未竣工施設を除く資産は、これを償却資産として、毎年度減価償却を行わなければならない。

2 前項の減価償却手続は、経理課長において行うものとする。

3 減価償却資産の耐用年限及び償却率は、規則に定めるところによる。ただし、その性質、用途、その他の状況を考慮して別に減価償却の方法及び年限を定めることが適当と認められたものは、この限りでない。

(総合償却)

第94条 資産の性質、構造又は用法により個々の償却をすることが不適当と認められるものについては、総合して別に償却年限を定めることができる。

(取替資産)

第95条 償却資産のうち量水器は、これを取替資産とし、その取替に要した費用を経費に計上し、固定資産の価格整理は行わないものとする。

(減価償却の範囲)

第96条 事業年度の中途において取得した償却資産の減価償却は、固定資産へ編入した翌年度から定額法により行うものとし、その整理については、有形固定資産は間接償却法、無形固定資産は直接償却法によるものとする。ただし、償却資産の種類により必要あるものは、取得した当月又は翌月からこれを行うことができる。

2 有形固定資産は、100分の95、無形固定資産は100分の100に相当する金額に達するまで、前条に規定する取替資産については、資産の価額の100分の50に達するまで、減価償却を行うものとする。

3 前項に規定する有形固定資産について、残存価額に達した後において、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行う場合は、あらかじめその旨及びその年数について管理者の決裁を受けなければならない。

### 第6章 リース会計

(リース会計の特例)

第97条 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有者が借主に移転すると認められない取引に限る。）については、規則第55条の規定により通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる。

### 第7章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第98条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により、退職するものと仮定した場

合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(賞与引当金の計上方法)

第99条 賞与引当金の計上は、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額とする。

(貸倒引当金の計上方法)

第100条 貸倒引当金の計上は、貸倒実績率等による回収不能見込額とする。

## 第8章 報告セグメント

(セグメントの区分)

第101条 下水道事業の会計に関して、セグメント情報の開示に伴うセグメント区分は、公共下水道事業及び農業集落排水事業とする。

## 第9章 予算

(予算の編成方針)

第102条 経営部長は、管理者の命を受けて毎会計年度予算の編成方針を定め、予算見積書作成の要領とともに主管課長に通知する。

(予算の原案作成)

第103条 主管課長は、予算編成方針に基づき、その主管に属する予算科目について予算見積書を作成し、経営部長に送付しなければならない。

2 経営部長は、前項の予算見積書を審査し、これに基づき予算原案を作成し、次に掲げる書類を添え、管理者の決裁を受けなければならない。

(1) 予算の実施計画

(2) 予定キャッシュフロー計算書

(3) 給与費明細書

(4) 継続費に関する調書

(5) 債務負担行為に関する調書

(6) 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

3 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を市長に送付するものとする。

(補正予算)

第104条 予算の補正を要するときは、前条の規定を準用する。

(予算の通知)

第105条 経営部長は、予算案を決定したとき、及び成立したときは、その結果を主管課長に通知しなければならない。

(予算の執行)

第106条 主管課において予算を執行しようとするときは、あらかじめ予算総括課長に合議の上、管理者の決裁を受けなければならない。

2 予算は、当該予算の実施計画に定める款、項、目の区分及び節の区分に従って執行しなければならない。

(予算執行計画)

第107条 主管課長は、予算執行のため各2半期ごとの執行計画を作成し、経営部長に提出しなければならない。

2 主管課長は、毎年9月30日及び12月31日現在において、

その年度の予算執行状況を作成し、それぞれ翌月の10日までに経営部長に提出しなければならない。

3 経営部長は、前項の提出書類を審査の上、取りまとめ、予算執行計画を作成し遅滞なく管理者の決裁を受けなければならない。

(予算の配当)

第108条 経営部長は、前条の執行計画に従い、予算の年間配当を行わなければならない。ただし、経営部長が特に必要と認める場合又は特に必要と認める費目については、分割して配当することができる。

2 前年度から繰り越された継続費、建設改良繰越し等に係る予算のうち、前年度において既に配当された予算については、前項の規定にかかわらず、改めて配当することを要しない。

3 第1項ただし書による配当を受けた主管課長は、その後の事情により必要が生じたときは、予算の追加配当を求めることができる。

(配当替え)

第109条 主管課長は、前条の規定により配当された予算について、執行上必要と認めるときは、経営部長と協議して配当予算の全部又は一部を他の主管課長に配当替えすることができる。

(予算の流用)

第110条 主管課長は、予算を流用しようとする場合には、予算流用何により、管理者の決裁を受けなければならない。

(予備費の充当)

第111条 主管課長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当要求書を経営部長に提出しなければならない。

2 経営部長は、前項の要求書の送付を受けたときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、予備費充当何簿により管理者の決裁を受け、主管課長に予備費充当通知書を送付しなければならない。

3 前項の通知は、予算の追加配当とみなす。

(帳簿)

第112条 予算の議決及び配当を受けたときは、予算総括課長においては予算総括簿、主管課長においては予算整理簿に記入し、収入、支出の都度差引整理し、常にその執行の状況を明らかにしなければならない。

(弾力条項による経費の使用)

第113条 経営部長は、法第24条第3項の規定による経費の使用に該当する場合が発生したときは、その収入支出見込みを算定の上、速やかに経費使用調書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者はその旨を文書によって市長に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、現金支出を伴わない経費について、予算に定める金額を超えて支出する場合も管理者の決裁を受けなければならない。

3 前2項に基づくものは、予算の追加配当とみなす。

(予算の繰越し)

第114条 経営部長は、法第26条に規定する予算を翌年度に繰越して使用する経費の金額については、その事項ごとにその事由を明らかにした繰越説明書及び繰越計算書（継続費に係るものにあつては継続費繰越計算書）を作成し、4月末日までに管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該繰越計算書を5月末日までに市長に報告しなければならない。

第10章 決算  
(決算の種類)

第115条 経営部長は、月次決算及び年度末決算に関する事務を総括し試算表及び財務諸表並びに附属諸表を作成しなければならない。

(決算整理伝票)

第116条 決算のため必要な整理は、すべて振替伝票によって行わなければならない。

(月次決算)

第117条 経理課長は、毎月末日主要簿を締切るに先立ち、補助簿の月計並びに累計金額と主要簿の各口座別金額とを照合し、不符合のないことを確認した上、主要簿を締切り、総勘定元帳に基づく合計残高試算表を作成し、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、翌月20日までに市長に提出するものとする。

(決算資料の報告)

第118条 主管課長は、毎事業年度末、未経過費用、未払費用、未経過収益、未収益その他未決算に係るもの及び未竣工施設等、未決勘定及び仮勘定に計上すべき会計事実があるときは、その関係ある証拠書類及びその他決算に必要な資料を経営部長に提出しなければならない。

(年度末修正)

第119条 経理課長は、毎事業年度末において決算整理手続として次に掲げる決算修正を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却による修正
- (2) 前条の規定による未決勘定及び仮勘定の計上による修正
- (3) 引当金の計上による修正
- (4) その他必要な年度末整理

(帳簿の締切)

第120条 経理課長は、前条に規定する修正記入が終了したときは、各帳簿を締切る前に伝票と補助簿とを照合した後、補助簿を締切り総勘定元帳と照査し、その誤りのないことを確認した上、速やかに総勘定元帳を締切らな別表（第44条関係）

なければならない。

(決算書の作成)

第121条 経理課長は、総勘定元帳の締切りを完了したときは、直ちにその会計年度末最後の合計残高試算表を作成し、その誤りのないことを確認した後、法第30条に規定する決算諸表を作成し、経営管理課長に提出しなければならない。経営管理課長は、法第30条に規定する事業報告書を作成し、決算諸表と合わせて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する決算書を審査した後、損益金の処分についての意見を併せて具申し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

第11章 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の事務

(出納取扱員の出張)

第122条 管理者は、必要と認めたときは第12条第2項に規定する出納取扱金融機関の出納取扱員を出張させることができる。

(出納時間)

第123条 金銭出納時間は、執務開始時から午後3時までとする。ただし、特別の事情ある場合は、この限りでない。

(金融機関との契約等)

第124条 管理者は、第12条によって指定した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関との間において、法令その他この規程に基づき公金の出納事務の取扱いに関する細目の契約等をしなければならない。

2 前項に規定する契約等は、次の事項を具備しなければならない。

- (1) 取扱店舗に関する事項
- (2) 賠償責任に関する事項
- (3) 担保に関する事項
- (4) 検査に関する事項
- (5) 預金口座に関する事項
- (6) 秘密保持に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(奈良市水道局会計規程の廃止)

2 奈良市水道局会計規程（昭和57年奈良市水道局管理規程第5号）は、廃止する。

支出負担行為の整理区分

節	整理する時期	範囲	必要書類
給料	支出決定のとき	当該期間の額	支給明細書
手当	支出決定のとき	支出金額	支給明細書
賃金	雇入れのとき	支出金額	雇入決議書、賃金支払明細書
報酬	支出決定のとき	当該期間の額	支給明細書
法定福利費	支出決定のとき	支出金額	支出明細書

旅費	支出決定のとき	支出金額	旅費請求書、旅行命令（依頼）簿
退職給付費	支出決定のとき	支出金額	支給明細書
研修費	支出決定のとき	支出金額	請求書
報償費	支出決定のとき	支出金額	支出明細書
被服費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
備消耗品費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
燃料費	請求のあったとき	請求金額	請求書
光熱水費	請求のあったとき	請求金額	請求書
印刷製本費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
通信運搬費	請求のあったとき	請求金額	請求書
広告料	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
委託料	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (精算書)
手数料	請求のあったとき	請求金額	請求書
賃借料	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求金額)	見積書、契約書 (請求書)
修繕費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
工事請負費	契約締結のとき	契約金額	契約書
路面復旧費	契約締結のとき	契約金額	契約書
動力費	請求のあったとき	請求金額	請求書
薬品費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (検収書)
材料費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (検収書)
補償金	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (請求書、示談書、承諾書)
食糧費	支出決定のとき	支出金額	請求書
厚生費	請求のあったとき	請求金額	請求書
交際費	支出決定のとき	支出金額	請求書
負担金	請求のあったとき	請求金額	請求書、決定通知書
保険料	請求のあったとき	請求金額	請求書、払込通知書
租税公課費	支出決定のとき	支出金額	払込通知書
取替費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (検収書)
建物費	契約締結のとき	契約金額	契約書
用地費	契約締結のとき	契約金額	契約書
受水費	請求のあったとき	請求金額	請求書
雑費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (請求書)
固定資産除却費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
建設企業債利息	支出決定のとき	支出金額	内訳書
資本費平準化債利息	支出決定のとき	支出金額	内訳書
一時借入金利息	契約締結のとき	契約金額	契約書
リース資産購入利息	請求のあったとき	請求金額	請求書
ダム負担金	支出決定のとき	支出金額	内訳書

消費税	支出決定のとき	支出金額	消費税計算書
量水器費	契約締結のとき (支出決定のとき)	契約金額 (支出金額)	見積書、契約書 (検収書)
機械及び装置費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
車両運搬具費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
器具備品費	契約締結のとき	契約金額	見積書、契約書
リース資産購入費	請求のあったとき	請求金額	請求書
建設企業債償還金	支出決定のとき	支出金額	内訳書
資本費平準化債償還金	支出決定のとき	支出金額	内訳書
ダム負担償還金	支出決定のとき	支出金額	内訳書

別記様式（第33条関係）

1 窓口用

2 現金取扱員用



(平成26年4月1日掲示済)

奈良市企業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

収納事務	水道料金及び下水道使用料
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 竹内 修一 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居 勝利 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸谷 智保 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井阪 隆一 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役会長 上田 準二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地 の1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 宮下 直行 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役CEO 新浪 剛史
委託期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(平成26年4月1日掲示済)

**奈良市企業局告示第2号**

奈良市企業局告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市企業局告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、奈良市企業局告示で定める様式における敬称の取扱いについて、その特例を定めるものとする。

(公営企業管理者等が収受する文書の敬称に関する特例)

第2条 奈良市企業局告示で定める様式のうち、公営企業管理者等が収受する文書においては、これらの様式にかかわらず、敬称を付けないものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第3号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2の規定に基づき、奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定に基づき告示します。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定

- 1 奈良市企業局出納取扱金融機関  
株式会社 南都銀行
- 2 奈良市企業局収納取扱金融機関  
株式会社 三菱東京UFJ銀行  
株式会社 三井住友銀行  
株式会社 りそな銀行  
株式会社 みずほ銀行  
株式会社 近畿大阪銀行  
株式会社 関西アーバン銀行  
株式会社 第三銀行  
株式会社 中京銀行  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
三井住友信託銀行株式会社  
大和信用金庫

奈良信用金庫

奈良中央信用金庫

近畿労働金庫

近畿産業信用組合

株式会社 商工組合中央金庫

奈良県農業協同組合

株式会社 京都銀行

京都中央信用金庫

株式会社 ゆうちょ銀行(奈良県下、大阪府下、京都府下、兵庫県下、和歌山県下及び滋賀県下に限る。)

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第4号**

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年奈良市条例第33号)第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成26年4月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

賦課対象区域

奈良市水間町の一部

(平成26年4月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第5号**

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、平成26年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成26年4月1日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

賦課対象区域(第1負担区)

三条町の一部

賦課対象区域(第2負担区)

青野町の一部

秋篠町の一部

尼辻中町の一部

あやめ池北一丁目の一部

あやめ池南四丁目の一部

あやめ池南七丁目の一部

学園大和町一丁目の一部

学園緑ヶ丘二丁目の一部

学園南一丁目の一部

学園南二丁目の一部

学園南三丁目の一部

神殿町の一部

北之庄西町一丁目の一部

北永井町の一部  
恋の窪二丁目の一部  
五条三丁目の一部  
西大寺小坊町の一部  
西大寺芝町一丁目の一部  
西大寺芝町二丁目の一部  
西大寺本町の一部  
三条大路一丁目の一部  
敷島町二丁目の一部  
四条大路二丁目の一部  
四条大路四丁目の一部  
四条大路五丁目の一部  
四条大路南町の一部  
菅野台の一部  
大安寺三丁目の一部  
帝塚山南五丁目の一部  
東九条町の一部  
登美ヶ丘四丁目の一部  
中町の一部  
中山町の一部  
中山町西二丁目の一部  
七条一丁目の一部  
西九条町一丁目の一部  
西千代ヶ丘三丁目の一部  
二条大路南一丁目の一部  
疋田町五丁目の一部  
百楽園一丁目的一部分  
平松四丁目的一部分  
平松五丁目的一部分  
藤ノ木台一丁目的一部分  
宝来四丁目的一部分  
法蓮町的一部分  
法華寺町的一部分  
三碓六丁目的一部分  
南京終町一丁目的一部分  
南京終町三丁目的一部分  
南京終町四丁目的一部分  
三松一丁目的一部分  
六条二丁目的一部分

賦課対象区域（第3負担区）

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
流域富雄川幹線NO.12-7	奈良市石木町712-2	奈良市石木町714-2
鶴舞西第1幹線-44	奈良市百楽園五丁目2818-1-2, 2818-2-2	奈良市百楽園五丁目2818-114
鶴舞西第1幹線-45	奈良市百楽園五丁目2818-114	奈良市百楽園五丁目2818-114
鶴舞西第1幹線-46	奈良市百楽園五丁目2818-114	奈良市百楽園五丁目2818-22
押熊第3幹線-20	奈良市北登美ヶ丘二丁目1400-681	奈良市北登美ヶ丘二丁目1723-2
押熊第3幹線-21	奈良市北登美ヶ丘二丁目1727	奈良市北登美ヶ丘二丁目1724

佐紀町の一部  
雑司町の一部  
山陵町の一部  
三碓町の一部  
六条町の一部  
賦課対象区域（第4負担区）  
石木町の一部  
今市町の一部  
北之庄町の一部  
窪之庄町の一部  
鹿野園町の一部  
七条西町二丁目的一部分  
高畑町的一部分  
田中町的一部分  
奈保町的一部分  
奈良阪町的一部分  
二名平野一丁目的一部分  
二名一丁目的一部分  
二名三丁目的一部分  
藤原町的一部分  
古市町的一部分  
山町的一部分

(平成26年4月1日掲示済)

奈良市企業局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成26年4月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。  
平成26年4月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成26年4月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市石木町、百楽園五丁目、北登美ヶ丘二丁目、六条西五丁目、恋の窪一丁目、四条大路四丁目及び法華寺町の各一部

押熊第3幹線-22	奈良市北登美ヶ丘二丁目1715	奈良市北登美ヶ丘二丁目1723-3
押熊第3幹線-23	奈良市北登美ヶ丘二丁目1727	奈良市北登美ヶ丘二丁目1725-3
六条第2幹線-126	奈良市六条西五丁目560-16	奈良市六条西五丁目560-16
大宮幹線-45	奈良市恋の窪一丁目596-2	奈良市恋の窪一丁目595-5
大宮幹線-46	奈良市恋の窪一丁目595-5	奈良市恋の窪一丁目595-1
都跡幹線-340	奈良市四条大路四丁目33-3	奈良市四条大路四丁目33-1
都跡幹線-341	奈良市法華寺町46-1	奈良市法華寺町45-2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成26年4月1日揭示済)

第1項第1号ア及び第3項中「財団法人日本石油燃焼機  
器保守協会」を「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協  
会」に改める。

(平成26年4月1日揭示済)

## 消 防

### 奈良市消防局告示第1号

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年奈良市条例第17号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、消防署長の資格の基準に係る教育訓練及び期間を次のように定める。

平成26年4月1日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例の規定に基づく消防署長の資格の基準に係る教育訓練及び期間について

第1条 条例第3条第1号及び第2号に規定する消防長が定める教育訓練及び期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幹部科 4箇月
- (2) 上級幹部科 2箇月
- (3) 警防科 4箇月
- (4) 救助科 4箇月
- (5) 救急科 4箇月
- (6) 予防科 4箇月
- (7) 危険物科 2箇月
- (8) 火災調査科 4箇月

第2条 条例第3条第3号に規定する消防長が定める教育訓練は、消防団長科による教育訓練とする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日揭示済)

### 奈良市消防局告示第2号

平成4年奈良市消防本部告示第1号（奈良市火災予防条例第3条第2項第3号等の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年4月1日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。